

梶山女学園大学大学院

Sugiyama

生活科学研究科

履修の手引 2026

修了まで
使用します



目 次

2026年度 大学院生活科学研究科 年間行事予定表	1
I 生活科学研究科の沿革・概要	2
II 生活科学研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	5
III 研究倫理	7
IV 履修要項	
窓口取扱時間	9
掲示・連絡	9
学籍の異動	9
授業時間	10
授業の出欠席	10
休講	10
修士課程	
1. 課程修了の要件	12
2. 授業科目の履修と研究指導の方法	12
3. 授業科目の履修登録時期について	12
4. 授業科目の履修登録に関する注意事項	13
5. 研究指導計画	13
6. 授業科目、単位数および担当教員	14
生活科学研究科 食品栄養科学専攻（修士課程）（2026年度入学生適用）	14
生活科学研究科 生活環境学専攻（修士課程）（2026年度入学生適用）	16
7. 修士課程の学位審査について	
学位論文審査基準（評価基準）	17
7-1. 修士論文により審査を受ける場合	18
7-2. 特定の課題についての研究の成果（作品及び趣旨書）により審査を受ける場合	21
博士後期課程	
1. 標準修業年限	24
2. 課程修了の要件	24
3. 履修指導及び研究指導の方法（入学から修了まで）	24
4. 授業科目の履修方法	24
5. 授業科目の履修登録方法について	24
6. 授業科目の履修登録時期について	25
7. 授業科目の履修登録に関する注意事項	25
8. 研究指導計画	25
9. 授業科目、単位数および担当教員	26
生活科学研究科 人間生活科学専攻（博士後期課程）（2026年度入学生適用）	26
10. 人間生活科学特別セミナー	26
11. 博士後期課程の学位審査について	26
学位論文審査基準（評価基準）	26
教育職員免許状の取得について	29
衣料管理士専修の取得について	33
V 研究分野	
生活科学研究科 食品栄養科学専攻（修士課程）	34
生活科学研究科 生活環境学専攻（修士課程）	35
生活科学研究科 人間生活科学専攻（博士後期課程）	37
VI 椋山女学園大学大学院学則	38
椋山女学園大学大学院の目的に関する規程	56
椋山女学園大学大学院学位規程	57
椋山女学園大学大学院科目等履修生規程	66
椋山女学園大学大学院聴講生規程	68
椋山女学園大学大学院研究生規程	69
椋山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン	71
椋山女学園大学大学院の博士後期課程の学位審査に必要な書類の様式及び提出数を定める通達	73
時間割	
生活科学研究科 食品栄養科学専攻（修士課程）	77
生活科学研究科 生活環境学専攻（修士課程）	78

2026年度 大学院生活科学研究科 年間行事予定表

2026	月	火	水	木	金	土	日
3月	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
4月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
5月	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
	1	2	3	4	5	6	7
6月	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
7月	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
8月	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
9月	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
10月	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
	2	3	4	5	6	7	8
11月	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	1	2	3	4	5	6
12月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
2027 1月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
2月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28

※ 健康診断は4/11、4/18いずれかの日に受診すること

I 生活科学研究科の沿革・概要

沿革・概要

梶山女学園の創設者梶山^{まさかず}正式は、1962（昭和 37）年、星が丘キャンパスへの大学移転竣工式において、次のように述べている。「家政学を通して、一面には科学の蘊蓄を究めると同時に、一面には人間として常識に富み、清く正しく美しい、しかも温かい情操豊かな人格を養って、他日家庭人として、また社会人としても、幸福な人生を送られることを期待しているものであります。……人多人の中にも人はなし、人となれ人、人となせ人というのがありますが、人間完成こそ、これ学園建学の精神であり、学校教育終局の目的であります。諸君よ、人間になろう」

この「人間になろう」という教育理念に基づき、梶山女学園は 1905（明治 38）年の創設以来、女性がより高度な教育を受ける機会を開き、積極的に文化の創造と人類福祉に貢献することを目標に掲げて努力を続けてきた。1949（昭和 24）年には、現在の生活科学部の基礎となる、中部地方初の家政系大学を発足させた。1972（昭和 47）年には文学部を、1987（昭和 62）年には人間関係学部を設置した。このように教育、研究領域を拡大するとともに、複雑化する社会、経済構造のなかで学術が急速に高度化、学際化していることに対応し、関連する専門学術の領域において指導的役割を果たす人材を育成するために、1977（昭和 52）年、家政学部（現生活科学部）を基礎として、食物学専攻と被服学専攻からなる大学院家政学研究科修士課程を、中部地方で最初の家政系大学院として開設した。1999（平成 11）年には、これを食品栄養科学専攻と生活環境学専攻からなる生活科学研究科に拡充・改組した。一方、人間関係学部も、その広範な学問領域を背景にして、2000（平成 12）年には、わが国初の人間関係学部を基礎とした大学院人間関係学研究科を設置し、梶山女学園大学大学院は複数の研究科をもつ大学院に発展した。さらに、2002（平成 14）年には社会の変化に伴って生じる、より高度な問題に対処するため、生活科学研究科に人間生活科学専攻博士後期過程を、中部地方初の生活科学系大学院博士後期課程として設置した。このように、梶山女学園は常に「女性により高い教育を」という目標を達成しようと邁進してきた。

本学園では、その建学の精神を基礎として、学問研究の目的を人類の安全、福祉、繁栄のため、つまり人間そのものの幸せを指向するものとしている。しかし、今日の世界では、一部の学術研究の成果が人類の生存そのものを脅かしていることも否定できない。このような結果を招くことは、学術研究が本来目的とするところではない。こうした観点に立って、本大学院では、生活科学研究は人類社会と調和した関係を保ちながら人類社会の発展と幸福を追求し、その豊かな未来を拓くという本来の学術研究の原点に立ち返り、人間生活の向上発展に貢献する能力を開発させることを目標にしている。

● 修士課程

食品栄養科学専攻

人の健康において、幸せな生活の糧である食品の科学、および栄養とのかかわりについて、深い知識と高度な技術を身につけた人材を養成するのが食品栄養科学専攻の使命である。食品化学・食品機能学・食品衛生学・生化学・食品調理科学・栄養化学・臨床栄養学・栄養保健学・応用栄養学の研究室のうち、

大学院生が希望する研究分野において、教員の指導の下で、独創的な研究課題に取り組み、修士論文にまとめる。この課程を通して、広い視野を持ち、柔軟な総合力を身につける。

食品化学の分野では、食品中の成分とそれが生体に及ぼす効果とその作用機構について、化学・生物学実験により検討を行っている。食品衛生学の分野では、食品に含まれる種々の化学物質の安全性の検討を行い、細胞毒性作用やがんをはじめとする各種疾病の発症や進行との関わりについて研究を行っている。食品機能学の分野では、ヒトの健康維持や疾病の予防に寄与する食品、食品成分に関する研究を行うとともに、機能性食品素材の創製にも努めている。生化学分野では、ヒトの老化・老年病に関与する細胞老化のメカニズムと生理機能、およびそれらを制御する食品成分の探索に関する研究を行っている。食品調理科学の分野では、食品の調理過程で起こりうる現象に着目し分析したり、調理加工品を摂取後の人体に及ぼす影響などについて研究を行っている。

栄養化学の分野では栄養代謝の中心を担う筋肉や脂肪組織、美容のターゲットとなる皮膚に着目。ファイトケミカルなどの微量栄養機能成分を見出すことを目的として種々の細胞やモデル動物を用いた探索研究を行う。臨床栄養学の分野では、人の栄養状態の客観的評価を基盤として、生活習慣病や老化の病態を解明し、食生活を通じた疾病の予防と治療を研究している。栄養保健学の分野では、健康・疾病・老化と栄養・運動などの生活習慣との関わりについて、基礎から臨床、疫学まで幅広い手法を駆使して研究を進めている。応用栄養学の分野では、過剰摂取または摂取不足が問題視されている栄養素について、ライフステージや環境に応じた適切な摂取の実現を目指した研究を行っている。

大学院生は、上記のような多彩な研究環境の中に身を置き、特定の分野において自ら積極的に深く学び、創造的な研究活動を意欲的に進める中で、当初の目標を達成するよう努力する。食品栄養科学専攻のカリキュラムは、そのための一助として組まれている。

生活環境学専攻

生活環境学専攻では、人体を核とした衣・被服に代表される身近な環境から、室内環境および建物、都市に至る広範な生活環境領域を研究対象としている。そのため、本専攻では研究対象領域をアパレルメディア、インテリア・プロダクト、建築・住居の3領域に大別し、各領域の融合化を図りながらそれぞれ高度な専門知識の修得と研究能力の育成を目指している。

各領域における研究・教育内容は以下に示すとおりである。

①アパレルメディア領域

安全で快適な衣環境を構築するための衣服のデザイン、着衣時の動作と衣服内環境、繊維製品の材料特性と有効利用、衣服管理、視覚・触覚的性能に関わる専門知識の修得を目指す。

②インテリア・プロダクト領域

身近な住まいのインテリア、プロダクト、アート、福祉・癒しなど幅広く生活環境を捉え、人間性を重視した計画・設計・制作方法に関わる専門知識の修得を目指す。

③建築・住居領域

建築計画・設計、建築構造・材料、地域都市の開発・計画、エネルギーと環境設備を総合的に探究するための専門知識の修得を目指す。

なお、一級建築士受験資格取得希望者は、本専攻修了時に建築・住居領域の所定の単位を修得すれば受験のための「実務経験1年」が免除される。

● 博士後期課程

人間生活科学専攻

生活科学は、人間存在の根幹である衣食住に関する学術体系である。人間生活科学専攻博士後期課程は、生活科学の教育・研究の創造性を高めつつ均衡のとれた発展を図るために、創造生活科学領域、展開生活科学領域、統合生活科学領域の3領域をもって構成されている。この領域区分は、従来のように基礎研究、応用研究、開発研究に区分するのではなく、実際の教育・研究が進む自然な動きに沿っている。

「創造生活科学領域」では、健康の維持・増進に役立つ生活環境の創造に資するために、栄養保健科学分野、食品機能科学分野と環境材料システム学分野が仮説の提唱とその実証にあたる。

「展開生活科学領域」では、提唱された仮説と実証された科学的事実を一般化して普及に尽くすべく、栄養科学分野、食品安全科学分野と生活環境科学分野が協調している。

「統合生活科学領域」では、臨床栄養科学分野と環境調和システム学分野が、一般化・標準化されたモデルを実際の人間生活と生活環境に適合させるための研究を行っている。

当然のことながら、これらの分野・領域はそれぞれが独立して教育・研究するのではなく、それぞれの間で教育・研究生活を繰り返し循環・往復させ、強い相互作用を及ぼし合いながら、一体となって、より高度な成果を目指す教育・研究の推進を図っている。

Ⅱ 生活科学研究科のディプロマ・ポリシー、 カリキュラム・ポリシー

学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

研究科・専攻名	学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)
生活科学研究科	生活科学研究科は、人類が直面する問題を克服し、活力ある持続可能な人間生活を構築するために必要な各分野の専門知識と実践力を修得し、特別研究を成し遂げた人に学位を授与します。
(博士後期課程) 人間生活科学専攻	人間生活科学専攻は、生活科学領域における問題点を発掘し、それを解決する能力を身につけ、独立した研究者として学問の発展に指導的な役割を果たすことができる人に博士(人間生活科学)の学位を授与します。
(修士課程) 食品栄養科学専攻	食品栄養科学専攻は、食と健康分野で専門知識を修得し実践できる能力を身につけ、幅広い視点から食と健康分野で活躍できる人に修士の学位を授与します。
(修士課程) 生活環境学専攻	生活環境学専攻は、安全で快適かつ持続性ある生活環境の構築に貢献するために必要とされる高度な専門知識や技術、問題解決能力を身につけた人に修士の学位を授与します。

教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

研究科・専攻名	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)
生活科学研究科	生活科学研究科は、各専門領域の特論により高度な専門知識を修得し、演習及び実験を通して実践的な力を身につけ、さらに、特別研究で創造力を身につけるように指導します。
(博士後期課程) 人間生活科学専攻	人間生活科学専攻は、生活科学に関連する課題解決能力、研究開発能力に主眼をおき、創造生活科学領域、展開生活科学領域、統合生活科学領域の各分野において特別演習と特別研究を設定しています。特別演習では、主指導教員が指導する専門分野のものと、副指導教員が指導する専門外分野のものがあります。特別研究は主指導教員の指導の下に博士論文を作成するためのものです。特別研究の研究過程では、公開で定期的開催される人間生活科学特別セミナーにおいて発表し、博士後期課程担当の全教員を含めた教員の討論により問題点を明確にします。
(修士課程) 食品栄養科学専攻	食品栄養科学専攻は、食と健康分野、教育分野から教育課程を構成し、各分野の整合性を図りつつ、高度な専門知識や技術の修得と独創的な研究を完遂出来るようなカリキュラムを編成します。 1. 必要な知識と技術の修得のために、各研究分野とも選択科目としての特論、演習、特別講義、特別実験と、必須としての特別演習および特別研究を配置する。 2. 特別研究は、各分野において時代と社会が求める課題を研究テーマに掲げ、背景と既報技術・知識を確認し、解決手段の設定と実施、結果の分析と考察、論文の作成と発表を経て完成に至るよう指導する。

<p>(修士課程) 生活環境学専攻</p>	<p>生活環境学専攻は、「アパレルメディア領域」、「インテリア・プロダクト領域」、「建築・住居領域」から教育課程を構成し、各領域の融合化を図りながら、それぞれ高度な専門知識や技術と研究能力を身につけることができるようなカリキュラムを編成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各領域ともに、特論・演習・実験・実習等を開設することによって、高度な専門知識や技術を修得できる教育を実施する。 2. 生活環境学特別研究においては、研究テーマの設定、実施、分析・考察、論文作成や設計・制作作品などの成果発表を通じて、時代が求める課題に即した修士研究を完遂できるよう指導する。
---------------------------	--

Ⅲ 研究倫理

「研究倫理」：レポート・口頭発表資料・卒業論文・修士論文等の作成に当たっての注意

研究倫理教育の必要性

昨今、研究論文のデータ捏造などの研究活動上の不正行為が大きな社会問題となっています。大学生・大学院生の皆さんは、「コピペ」という言葉を耳にしたことがあると思いますが、これも研究活動上の他人の文章の盗用にあたり、社会問題の一つとして厳しい処分を受けることになります。

私たちの社会は、研究活動を通じて身の回りにある事象を正しく見て、正しく考え、正しく対処することの繰り返しによって成り立ち、今日の科学技術の発展に繋がっています。もし、不正行為がまかり通ってしまえば、間違った情報による結果を利用することになり、私たち自身が大きな被害を受けることにもなります。

こうした社会的信頼を失わないためにも、基本となる研究活動の取り組み方を考える必要があります。

椋山女学園大学では、研究倫理教育という考えのもと、正しい研究活動への取り組みが行われるよう支援を行っています。

<研究活動における不正行為とは何か？>

「研究活動による不正行為」とは、研究成果の内容に、データや調査結果等の捏造(ねつぞう)、改ざん及び盗用を行うことです。以下の不正行為は、授業等で課題として提出するレポートにも該当し、適用されます。

①捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成することです。実際に行っていない実験の結果や原資料収集処理の結果等をでっち上げることを言います。

②改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。研究活動成果のつじつま合わせをすることを言います。

③盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。他の研究者の文章や図版を引用する際に、引用元(出典元)を明記せず、自分の考えとして作成(発表)することを言います。「コピペ」もこれに当たります。

④二重投稿

他の学術誌等に既発表(学会の口頭発表は含まれません。)又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

⑤不適切なオーサiership

論文著作者が適正に公表されないこと。論文の作成に関わった著作者、共著者、実験やデータの分析に関わった人は、すべて掲載することが求められています。これらの人々が掲載されないことを指しています。

<研究活動の基本事項>

レポート・口頭発表資料・卒業論文・修士論文等の作成に当たり、調査や研究に取り組むこととなりますが、その中に、意図的でないしる、不正行為となってしまう例が多々ありますので、以下のことを踏まえて、研究活動を進めていきましょう。

①研究を行うに当たっての責任

研究を行うに当たっては、関係法令や本学の諸規程を遵守するとともに、社会からの信頼と負託

の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従い誠実に行わなければなりません。

②情報・データの収集及び管理

研究に関する情報やデータは、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により、収集、保管を行わなければなりません。

③インフォームド・コンセント

人の行動、思想信条、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者（被験者）に対し、事前に研究の目的、収集方法等について分かりやすく説明し、書面等により提供者の同意を得る必要があります。

④個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、関係法令や本学の諸規程を遵守し、利用目的の明確化、内容の正確性の確保等の適正な取扱いに努めるとともに、資料、情報、データ等の管理に万全を期し、他に漏らしてはなりません。

⑤研究機器、薬品等の安全管理

研究実験で研究装置・機器、薬品及び材料等を使用する場合は、関係法令や本学の諸規程を遵守し、その安全管理に努めるとともに、責任をもって処理しなければなりません。

⑥研究成果の公表等

研究の遂行及び成果の発表では、他者の知的財産の侵害、捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサーシップ等の不正な行為を行ってはなりません。

⑦差別、ハラスメントの排除

研究活動のすべてにおいては、個人の人格及び自由を尊重し、属性、思想、信条等による差別、ハラスメント行為を行ってはなりません。

生成 AI 活用に当たっての注意

生成 AI とは

生成 AI は、私たちの生活における、様々な場面で活用が進んでいます。今後はさらに社会活動の中で、重要なツールとなるとともに、大学での学びをより効果的なものとする可能性を有しています。

しかしながら、その一方で、現時点で課題も多く存在し、活用に当たっては様々な問題点に留意する必要があります。

<梶山女学園大学における生成 AI の基本的な取扱いについて>

講義や演習の内容により、生成 AI をツールとして活用することで学習効果を高めることができると担当教員が判断する場合は、その指示の範囲内で使用することを可能とします。

<使用に当たっての注意事項>

生成 AI を使用して得た結果をそのままレポート等に用いることは、他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに流用する剽窃行為とみなされる場合があります。また、検索ツールとして使用する場合であっても、使用して得た内容には誤りが混ざっていることも少なくないため、自身でしっかり確認する必要があります。

また、生成 AI は、利用者が入力した情報を記録及び学習する特性を有しているため、次のような情報は入力してはいけません。

- ・自分もしくは他者の個人情報やプライバシー情報等
- ・研究活動で得た未公開データ等の機密事項
- ・他者の名誉を傷つける言葉、信用を失墜させるおそれのある言葉
- ・虚偽の情報

以上

IV 履 修 要 項

(本要項以外の事項については学部の事項を準用する。)

窓口取扱時間

本研究科の事務取扱時間は、下記のとおりです。夏・冬・春季休業期間など、取扱時間を変更する場合は、別途連絡します。

キャンパス	取扱時間
星が丘キャンパス	平 日 9:00~17:00
	土曜日 9:00~13:00

掲示・連絡

学生への伝達、連絡事項は、すべて S*map 又は掲示で行います。呼び出し等があれば、早急に関係部署と連絡をとらなくてはなりません。

※ S*map (エス・マップ) について

相山女学園大学での学生生活に関して、みなさんの知りたい情報や履修登録他、各種登録・連絡については Web (インターネット) を通じて行います。学内のみならず学外からの利用も可能です。

お知らせや休講連絡・教職員からの呼び出し、授業予定など毎日必ずチェックするようにしてください。携帯電話等に情報を転送することもできます。

URL https://portal.sugiyama-u.ac.jp/s_map/

※緊急の連絡事項が生じた場合以外、電話による問い合わせ(行事予定、休講、成績等)には、対応することができません。

学籍の異動

休学・退学または復学を希望する場合は、事前に指導教員に相談してください。指導教員との面談の後、教務課より各諸願(届)用紙を受け取ってください。休学および復学する場合は、履修登録のスケジュール等について事前に教務課に確認してください。

学籍異動の種類	手 続 の 方 法	手 続 期 間
休 学	<ul style="list-style-type: none">・病気、その他やむを得ない事由により修学を一時的に中止しようとする場合は、「休学願」を提出してください。・病気のときは「休学願」に医師の診断書を添付してください。・休学期間中の授業料等は徴収しません。ただし、在籍料として年間100,000円(半期50,000円)を、半期ごとに徴収します。	各学期の始まる2ヶ月前まで
復 学	<ul style="list-style-type: none">・休学の事由が解消して修学に復する場合は、「復学願」を提出してください。	前期：前年度1月末まで 後期：7月末まで
退 学	<ul style="list-style-type: none">・退学を願い出る場合は、「退学願」を提出してください。・「退学願」提出の際、学生証は学生課に返納しなければなりません。	

※休学、復学、退学が許可された者には通知書を交付します。

授業時間

学期は前期、後期の2期とします。各週は月曜日より土曜日までを授業日とし、授業時間は次のとおりです。

時 限	授業時間
第 1 時 限	9：10～10：40
第 2 時 限	10：50～12：20
第 3 時 限	13：20～14：50
第 4 時 限	15：00～16：30
第 5 時 限	16：40～18：10

授業の出欠席

授業は原則としてすべて出席することが求められます。欠席が授業回数の3分の1を超えるときは、その授業科目の単位が与えられません。

また、本学では「公欠制度」はありません。欠席の扱いは、各教科の担当教員に一任されているので、欠席理由のある場合は、直接担当教員に申し出てください。ただし、数週間にわたる入院など教員と連絡を取ることが不可能な場合は、教務課がこれに代わることがあるため、早期の連絡を心がけるようにしてください。

※裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に基づき、裁判員選任手続期日及び審理・公判のため、授業を欠席する場合は、教務課に申し出てください。所定様式を提出することにより、成績評価「失格」の要件となる欠席扱いとはなりません。

※学校保健安全法に定める学校感染症に罹患した場合は、集団感染予防のため、所定期間は出席停止とします。詳細は、S*map キヤビネット一覧にある「学校感染症（学生用）」を確認してください。参照してください。

休講

学内行事や教員の公務等により授業が休講となる場合には、担当教員からの連絡があり次第、通知します。休講通知がなく、始業時間より30分以上経過しても担当教員の教室への出講がない場合には、教務課の指示にしたがってください。授業が休講となった場合には、原則として補講します。

また、災害などの緊急時における授業の実施については原則として【休講措置】に従います。

【休講措置】

気象等の警報（暴風・暴風雪）及び特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）		
愛知県尾張東部地域又は、同地域内のいずれかの市町村において暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発令された場合	午前7時前（7時を含まない）に解除された場合	通常どおり
	午前7時現在で発令されている場合	1・2限休講
	午前11時現在で発令されている場合	すべて休講
在校中、上記地域に暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発令された場合	授業や試験又は大学行事は、大学の指示により、休講又は中止となります。	

■注意事項

1. 上記の気象警報が通学範囲内に発令されている場合、学生は登校を控えてください。
2. 上記以外の警報発令時において交通機関が運休した場合、又は身体の危険を感じた場合も、学生は無理な登校をしないでください。
3. 以上の場合には後日、遅滞なく担当教員に申し出てください。

※尾張東部地域:名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町

※授業や試験又は大学行事中に休講又は中止となった場合は、各授業担当者又は大学行事の担当教員に出席を報告した後に帰宅してください。

地震			
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令された場合	災害対策本部からの指示があるまで待機してください。 授業や試験又は大学行事がある場合は指示があるまで中断となります。		
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発令された場合	在校中の場合	授業や試験又は大学行事は直ちに打ち切られます。 避難については教職員の指示に従ってください。	授業再開など、その後の対応はホームページ、S*map、災害伝言ダイヤルなどで案内します。
	在校中でない場合	授業や試験又は大学行事を中止あるいは延期します。 登下校中の場合は直ちに帰宅してください。ただし、状況に応じて大学又は最寄りの避難場所に避難してください。	

交通機関のストライキ		
名鉄（電車・バス）、名古屋市営交通（地下鉄・バス）のいずれかが、ストライキを実施した場合	午前7時前（7時を含まない）に解除された場合	通常どおり
	午前7時現在でストライキが継続している場合	1・2限休講
	午前11時現在でストライキが継続している場合	すべて休講

交通機関の運休等の場合	
何らかの事情により交通機関が運休となる場合	授業や試験又は大学行事は、大学の指示により、休講又は中止とする場合があります。

● 修士課程

1. 課程修了の要件

- 〔1〕 大学院修士課程の標準修業年限は2年である。2年間で所定の単位を修得できない場合は在学期間を延長することができるが、通算して4年を超えることはできない。
- 〔2〕 標準修業年限2年を計画的に3年かけて修了する長期履修学生は3年間で所定の単位を修得する。
- 〔3〕 生活科学研究科に2年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終の試験に合格したものに、修士（生活科学）の学位を授与する。なお、生活環境学専攻の場合、修士論文に代わり作品及び趣旨書（特定の課題についての研究の成果）により審査を受けることができる。
- 〔4〕 研究科の授業科目についての所定の単位数は次の通りである。
 - 食品栄養科学専攻－食品栄養科学特別研究 10 単位及び食品栄養科学特別演習 1 単位のほか授業科目の中より任意に選択して合計 30 単位以上修得する。
 - 生活環境学専攻－生活環境学特別研究 10 単位のほか特別研究に関連のある授業科目の中より 10 単位合計 20 単位必修。その他任意に選択して合計 30 単位以上修得する。

2. 授業科目の履修と研究指導の方法

研究科の教育は授業科目の授業と学位論文の作成等に対する指導によって行う。この指導に当たる教員を指導教員とする。

- 〔1〕 それぞれの指導教員に相談して当該年度に履修する授業科目を決定し、所定の期間にパソコンやスマートフォン、タブレットなどのデバイスを利用して、S*map 上で履修登録を行う。S*map 履修登録の操作方法については、別冊の操作マニュアルを参照すること。
- 〔2〕 指導教員の指示により学部の授業科目を履修しなければならない場合もある。
- 〔3〕 指導教員は、1年次の学生に対して研究課題を設定させ、作成した研究指導計画に基づいて指導する。また、その研究課題について問題点のありかを食品栄養科学・生活環境学の広い視野にたって俯瞰的に把握し、課題解明の端緒を探究することを扶助する。
- 〔4〕 研究指導計画書は中間報告会により検証される。
- 〔5〕 食品栄養科学専攻では、特別研究に直接関係する指導教員の特別演習と関連が深い特別演習を選択するように指導している。
 - 生活環境学専攻では、特別研究に直接関係する指導教員の授業科目と選択領域の授業科目を選択するよう指導し、他の二つの領域の中からも関連が深い授業科目を選択するよう指導している。なお、建築・住居領域の学生には、1級建築士受験資格の実務経験1年の免除を得るために必要な科目を P.16 で明示している。

3. 授業科目の履修登録時期について

修士課程の履修登録は年2回、前期と後期に行うことができる。

①前期

年間（前期・後期）の履修計画を立て、後期科目についても履修登録を行うこと。

②後期

所定の期間に4月に行った仮登録状況を確認し、変わる点があれば変更を行うこと。

なお、9月入学者については履修計画を立て、履修登録を行うこと。

4. 授業科目の履修登録に関する注意事項

- ①受講および単位の修得を希望する授業科目については必ず履修登録を行うこと。この登録を怠ると授業科目の履修はできず、単位は認定されない。
- ②履修計画を立てるにあたっては、本冊子を参考にし、それぞれの主指導教員に指導を受けること。
- ③一度履修登録が確定した科目は、変更したり、追加・削除することができない。
- ④一度単位を修得した科目について、再び履修登録をすることはできない。

5. 研究指導計画

食品栄養科学専攻

1年次

- ①新入生オリエンテーションにおいて、研究科長または専攻世話人から研究指導の概要を説明する。
- ②授業科目の履修および修士論文題目について、指導教員と相談の上、決定する。
- ③修士論文の題目が決定次第、速やかに研究を開始する。
- ④学生と指導教員は、演習・実験あるいは、随時、密接に連絡を取り合いながら研究を進める。

2年次(長期履修生は3年次)

前期

- ①研究の進捗状況を、食品栄養科学特別演習の一環として中間発表会で発表し、助言・指導を受ける。
中間発表会は、指導教員、大学院担当教員の他、広く教員、大学院生、学部学生に公開する。
- ②中間発表会での助言・指導に基づき、必要に応じて研究計画を修正する。

後期

- ③修士論文を提出し、食品栄養科学特別研究の一環として、修士論文発表会で研究成果を発表し、質疑応答を行う。
- ④発表会での報告および提出された論文について、主査および副査から指導を受け、必要に応じて加筆・修正を行い、修士論文を完成する。

生活環境学専攻

1年次

- ①新入生オリエンテーションにおいて、研究科長または専攻世話人から研究指導の概要を説明する。
- ②授業科目の履修、修士論文または特定課題研究題目について、指導教員と相談の上、決定する。
- ③修士論文の題目が決定次第、速やかに研究を開始する。
- ④学生と指導教員は、密接に連絡を取り合いながら、演習・実験・実習を行い、研究を進める。

2年次(長期履修生は3年次)

前期

- ①研究の進捗状況を、生活環境学特別研究の一環として中間発表会で発表し、助言・指導を受ける。中間発表会は、指導教員、大学院担当教員の他、広く教員、大学院生、学部学生に公開する。
- ②中間発表会での助言・指導に基づき、必要に応じて研究計画を修正する。

後期

- ③生活環境学特別研究として、修士論文または特定課題研究成果を提出し、修士論文発表会で研究成果を発表し、質疑応答を行う。
- ④発表会での報告および提出された論文について、主査および副査から指導を受け、必要に応じて加筆・修正を行い、修士論文を完成する。

6. 授業科目、単位数および担当教員

生活科学研究科 食品栄養科学専攻(修士課程) (2026年度入学生適用)

領域	授 業 科 目	単 位 数		担 当 教 員	開 講 予 定	
		必修	選択		2026年度 開講	2027年度 開講
食 品 科 学	食 品 化 学 特 論		2	准教授 保 田 倫 子	後期	後期
	食 品 化 学 演 習 I		1	准教授 保 田 倫 子	前期	開講せず
	食 品 化 学 演 習 II		1	准教授 保 田 倫 子	後期	開講せず
	食 品 化 学 演 習 III		1	准教授 保 田 倫 子	開講せず	前期
	食 品 化 学 演 習 IV		1	准教授 保 田 倫 子	開講せず	後期
	食 品 化 学 特 別 実 験		1	准教授 保 田 倫 子	後期	後期
	食 品 機 能 学 特 論		2		開講せず	開講せず
	食 品 機 能 学 演 習 I		1		開講せず	開講せず
	食 品 機 能 学 演 習 II		1		開講せず	開講せず
	食 品 機 能 学 演 習 III		1		開講せず	開講せず
	食 品 機 能 学 演 習 IV		1		開講せず	開講せず
	食 品 機 能 学 特 別 実 験		1		開講せず	開講せず
	食 品 衛 生 学 特 論		2	准教授 及 川 佐 枝 子	前期	前期
	食 品 衛 生 学 演 習 I		1	准教授 及 川 佐 枝 子	前期	開講せず
	食 品 衛 生 学 演 習 II		1	准教授 及 川 佐 枝 子	後期	開講せず
	食 品 衛 生 学 演 習 III		1	准教授 及 川 佐 枝 子	開講せず	前期
	食 品 衛 生 学 演 習 IV		1	准教授 及 川 佐 枝 子	開講せず	後期
	食 品 衛 生 学 特 別 実 験		1	准教授 及 川 佐 枝 子	後期	後期
	生 化 学 特 論		2	教 授 本 山 昇	前期	前期
	生 化 学 演 習 I		1	教 授 本 山 昇	前期	開講せず
生 化 学 演 習 II		1	教 授 本 山 昇	後期	開講せず	
生 化 学 演 習 III		1	教 授 本 山 昇	開講せず	前期	
生 化 学 演 習 IV		1	教 授 本 山 昇	開講せず	後期	
生 化 学 特 別 実 験		1	教 授 本 山 昇	後期	後期	
食 品 調 理 科 学 特 論		2		開講せず	開講せず	
食 品 調 理 科 学 演 習 I		1		開講せず	開講せず	
食 品 調 理 科 学 演 習 II		1		開講せず	開講せず	
食 品 調 理 科 学 演 習 III		1		開講せず	開講せず	
食 品 調 理 科 学 演 習 IV		1		開講せず	開講せず	
食 品 調 理 科 学 特 別 実 験		1		開講せず	開講せず	
栄 養 科 学	公 衆 衛 生 学 特 論		2	教 授 古 田 真 司	後期	後期
	公 衆 衛 生 学 演 習 I		1	教 授 古 田 真 司	前期	開講せず
	公 衆 衛 生 学 演 習 II		1	教 授 古 田 真 司	後期	開講せず
	公 衆 衛 生 学 演 習 III		1	教 授 古 田 真 司	開講せず	前期
	公 衆 衛 生 学 演 習 IV		1	教 授 古 田 真 司	開講せず	後期
	公 衆 衛 生 学 特 別 実 験		1	教 授 古 田 真 司	後期	後期

領域	授業科目	単位数		担当教員		開講予定		
		必修	選択			2026年度開講	2027年度開講	
栄 養 科 学	栄養化学特論		2	教授	大口 健司	後期	後期	
	栄養化学演習Ⅰ		1	教授	大口 健司	前期	開講せず	
	栄養化学演習Ⅱ		1	教授	大口 健司	後期	開講せず	
	栄養化学演習Ⅲ		1	教授	大口 健司	開講せず	前期	
	栄養化学演習Ⅳ		1	教授	大口 健司	開講せず	後期	
	栄養化学特別実験		1	教授	大口 健司	後期	後期	
	臨床栄養学特論		2	教授	加藤 昌彦	前期	前期	
	臨床栄養学演習Ⅰ		1	教授	加藤 昌彦	前期	開講せず	
	臨床栄養学演習Ⅱ		1	教授	加藤 昌彦	後期	開講せず	
	臨床栄養学演習Ⅲ		1	教授	加藤 昌彦	開講せず	前期	
	臨床栄養学演習Ⅳ		1	教授	加藤 昌彦	開講せず	後期	
	臨床栄養学特別実験		1	教授	加藤 昌彦	後期	後期	
	栄養保健学特論		2	教授	箕越 靖彦	後期	後期	
	栄養保健学演習Ⅰ		1	教授	箕越 靖彦	前期	開講せず	
	栄養保健学演習Ⅱ		1	教授	箕越 靖彦	後期	開講せず	
	栄養保健学演習Ⅲ		1	教授	箕越 靖彦	開講せず	前期	
	栄養保健学演習Ⅳ		1	教授	箕越 靖彦	開講せず	後期	
	栄養保健学特別実験		1	教授	箕越 靖彦	後期	後期	
	栄養教育学特論		2	講師	三田 有紀子	前期	前期	
	栄養教育学演習Ⅰ		1	講師	三田 有紀子	前期	開講せず	
	栄養教育学演習Ⅱ		1	講師	三田 有紀子	後期	開講せず	
	栄養教育学演習Ⅲ		1	講師	三田 有紀子	開講せず	前期	
	栄養教育学演習Ⅳ		1	講師	三田 有紀子	開講せず	後期	
	栄養教育学特別実験		1	講師	三田 有紀子	前期	前期	
	給食経営管理学特論		2				開講せず	開講せず
	給食経営管理学演習Ⅰ		1				開講せず	開講せず
	給食経営管理学演習Ⅱ		1				開講せず	開講せず
	給食経営管理学演習Ⅲ		1				開講せず	開講せず
給食経営管理学演習Ⅳ		1				開講せず	開講せず	
給食経営管理学特別実験		1				開講せず	開講せず	
応用栄養学特論		2				開講せず	開講せず	
応用栄養学演習Ⅰ		1				開講せず	開講せず	
応用栄養学演習Ⅱ		1				開講せず	開講せず	
応用栄養学演習Ⅲ		1				開講せず	開講せず	
応用栄養学演習Ⅳ		1				開講せず	開講せず	
応用栄養学特別実験		1				開講せず	開講せず	
共 通	食品栄養科学特別演習	1		教授 大口 健司 教授 箕越 靖彦	教授 加藤 昌彦 教授 和山 昇	教授 古田 真司	前期 前期	
	食品栄養科学特別講義Ⅰ	1		非	常	勤	開講せず 前期	
	食品栄養科学特別講義Ⅱ	1		非	常	勤	開講せず 前期	
	食品栄養科学特別講義Ⅲ	1					前期 開講せず	
	食品栄養科学特別講義Ⅳ	1					前期 開講せず	
特別研究	食品栄養科学特別研究	10		教授 大口 健司 教授 箕越 靖彦	教授 加藤 昌彦 教授 和山 昇	教授 古田 真司	通年 通年	

(備考) 食品栄養科学特別研究10単位及び食品栄養科学特別演習 1 単位のほか授業科目の中より任意に選択して合計30単位以上修得する。

※ 履修の際は、原則として

- ①指導教員が担当する演習Ⅰ～演習Ⅳ4科目4単位以上、および特別実験1科目1単位以上を修得する。
 - ②特論5科目10単位以上を修得する。
 - ③「食品栄養科学特別講義Ⅰ」～「食品栄養科学特別講義Ⅳ」の4科目4単位を修得する。
 - ④「食品栄養科学特別演習」1単位、「食品栄養科学特別研究」10単位を最終学年に履修し修得する。
※長期履修学生の場合は、在学最終年度に履修し修得する。
- ①～④を履修し、30単位以上修得する。

生活科学研究科 生活環境学専攻(修士課程) (2026年度入学生適用)

領域	授 業 科 目	単 位 数		担 当 教 員	2026年度 期別
		必修	選択		
アパレルメディア	アパレルデザイン特論		2		開講せず
	アパレルデザイン演習		2		開講せず
	アパレルデザイン実験		2		開講せず
	アパレル設計・制作特論		2	特命教授 石原久代	前期
	アパレル設計・制作演習		2	特命教授 石原久代	前期
	アパレル設計・制作実験		2	特命教授 石原久代	後期
	アパレル材料システム特論		2	准教授 井上尚子	前期
	アパレル材料システム演習		2	准教授 井上尚子	後期
	アパレル材料システム実験		2	准教授 井上尚子	後期
	アパレル染色・整理学特論		2	教授 解野誠司	前期
アパレル染色・整理学演習		2	教授 解野誠司	後期	
アパレル染色・整理学実験		2	教授 解野誠司	後期	
アパレル学特別講義		2	非常勤	後期	
インテリア・プロダクト	インテリアデザイン特論		2	准教授 井澤幸	前期
	インテリアデザイン演習		2	准教授 井澤幸	前期
	インテリアデザイン実習		2	准教授 井澤幸	後期
	プロダクトデザイン特論		2	教授 滝本成人	後期
	プロダクトデザイン演習		2	教授 滝本成人	後期
	プロダクトデザイン実習		2	教授 滝本成人	後期
	環境心理学特論		2	准教授 槁本雅好	前期
	環境心理学演習		2	准教授 槁本雅好	前期
	環境心理学実習		2	准教授 槁本雅好	後期
	環境デザイン特論		2	非常勤	前期
環境デザイン演習		2	非常勤	開講せず	
環境デザイン実習		2	非常勤	前期	
インテリア学特別講義		2	槁本雅好 植村康平 木方十根 山名善之	前期	
建築・住居	施設計画特論		2	准教授 川野紀江	前期
	施設計画演習		2	准教授 川野紀江	前期
	施設計画実習		2	准教授 川野紀江	後期
	地域・建築計画特論		2	教授 村上心	前期
	地域・建築計画演習		2	教授 村上心	前期
	地域・建築計画実習		2	教授 村上心	後期
	住宅計画特論		2		開講せず
	住宅計画演習		2	非常勤	後期
	住宅計画実習		2	非常勤	後期
	建築材料・構造力学特論		2		開講せず
	建築材料・構造力学演習		2		開講せず
	建築材料・構造力学実験		2		開講せず
	建築環境工学・設備学特論		2	教授 藏澄美仁	後期
	建築環境工学・設備学演習		2	教授 藏澄美仁	前期
	建築環境工学・設備学実験		2	教授 藏澄美仁	前期
	建築・住居学特別講義		2		開講せず
	インターンシップⅠ*		4	教授 村上心	前期
インターンシップⅡ*		4	教授 村上心	後期	
建築業務論*		2	非常勤	前期	
建築実務設計論*		2	非常勤	後期	
建築実務設計演習*		2	非常勤	後期	
修 士 設 計 *		4	教授 藏澄美仁	通年	
			教授 滝本成人	通年	
			教授 村上心	通年	
生活環境学特別研究	10		教授 藏美仁 教授 滝本成人 教授 村上心	通年	
計	10	102			

(備考) 生活環境学特別研究10単位のほか、任意に選択して合計30単位以上修得する。

* : 1級建築士の免許登録に必要な実務経験2年以上を1年にする免除を得るためには、建築・住居の分野から*印の科目をすべて修得する必要がある。

※ 修士設計、生活環境学特別研究は在学最終年度の開講とする。なお、長期履修学生の場合は、在学最終年度に履修し修得する。

7. 修士課程の学位審査について

椋山女学園大学大学院生活科学研究科

学位論文審査基準（評価基準）

修士論文及び特定の課題についての研究の成果の審査に関しては、椋山女学園大学大学院生活科学研究科ディプロマ・ポリシーの到達目標を考慮しつつ、以下の審査基準によって総合的な評価を行う。

（審査体制・審査方法）

- ・審査委員会は、主査1名及び副査2名をもって構成する。
- ・審査は、論文等の審査及び最終試験（口頭試験）により行う。なお、各分野における研究アプローチや特殊性についても考慮する。
- ・審査は、審査委員の合議で行う。
- ・審査委員会は、学位論文等の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告する。

（審査項目）

【修士論文】

- (1) 問題意識が明確で、課題設定が適切であること。
- (2) 先行研究が適切に検討・吟味されていること。
- (3) 事実調査・文献資料などの探索が十分にできていること。
- (4) 分析の切り口が明確で、論理展開が一貫していること。
- (5) 調査分析の内容の記述や展開が説得的であること。
- (6) 分析内容にオリジナリティがあること。
- (7) 引用等が適切になされ、論文としての体裁が整っていること。

【生活環境学専攻における特定の課題についての研究の成果（作品及び趣旨書）】

- (1) 合目的性
- (2) 造形性
- (3) 先見性・独創性・社会性・表現性
- (4) 計画から具体化に至るプロセスの論理的一貫性
- (5) 成果品に対する論証性

*研究活動の遂行にあたっては、「椋山女学園研究活動における不正行為への対応等に関する規準」（平成27年大規準第11号）及び「椋山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン」（平成30年大規準第10号）に基づき、研究倫理に留意すること。

（審査基準）

上記の審査項目すべてを満たす修士論文等を、最終試験を経た上で、修士論文又は特定の課題についての研究の成果として合格とする。

7-1. 修士論文により審査を受ける場合

[1] 提出

- ①修士論文を提出し、論文審査を受けることを希望する場合は、次の手続を行うこと。

〈提出物〉

- 「学位論文審査願」：教務課でS*mapのジャーナルに添付して配布するので、記入すること（要押印）。

（大学院学位規準第3条、様式第4-1号（修士）参照）

- 修士論文（3部）：未製本のもの（ファイルとじ）

- 修士論文要旨（1部）

- 修士論文要旨データ（S*mapのジャーナルにデータを添付して提出、またはUSBメモリ等の記憶媒体により提出。記憶媒体による提出の場合は事前に教務課へ相談すること。）

〈提出先〉

学園センター2階 教務課

〈提出締切〉

4月入学者：2月中旬（詳細は指導教員に確認すること。）

9月入学者：8月下旬（詳細は指導教員に確認すること。）

- ②学位授与の決定後、以下の書類を提出すること。

〈提出物〉

- 修士論文（2部）：最終稿を印刷したもの

- 修士論文の館内閲覧・複写許諾書（1通）：印鑑を持参し、教務課にて用紙に記入。

〈提出先〉

学園センター2階 教務課

〈提出締切〉

学位授与の決定後、所定の期日までに

[2] 修士論文要旨について

眉山女学園大学大学院編集発行の「修士論文要旨集」に掲載する論文要旨を以下の要領に準拠して作成する。

①体裁

別紙記載の様式に準拠して、A4版に2ページ以内で作成する。

②記載内容

氏名、学位論文題目、要旨。

③要旨本文の文字種および文字数

日本語は明朝体、英語はCourier（またはTimes）もしくはそれらと類似のフォント；10ポイント（または10.5ポイント）とする。

1ページ目の文字数は、24字×38行、2段組（段間隔は2字相当）、1824字を目安とする。

2ページ目の文字数は、24字×46行、2段組（段間隔は2字相当）、2208字を目安とする。

④余白

上下左右20mmずつ余白を設ける。ただし、2ページ目は、最上段から本文が始まることにより上詰めにする分、下余白が大きくなる。

7-2. 生活環境学専攻における特定の課題についての研究の成果（作品及び趣旨書）により審査を受ける場合

〔1〕提出

①特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究成果」という。）を提出し、審査を受けることを希望する場合は、次の手続を行うこと。

〈提出物〉

- 「特定課題研究成果審査願」：教務課で S*map のジャーナルに添付して配布するので、記入すること（要押印）。
(大学院学位規準第3条第2項、様式第4-2号（修士）参照）

- 特定課題研究成果（3部）

- 特定課題研究成果趣旨書（1部）：A4版に4枚以内で作成すること。様式の定めはない。

- 特定課題研究成果要旨（1部）

- 特定課題研究成果要旨データ（S*mapのジャーナルにデータを添付して提出、またはUSBメモリ等の記憶媒体により提出。記憶媒体による提出の場合は事前に教務課へ相談すること。）

〈提出先〉

特定課題研究成果：専攻世話人に確認すること。

特定課題研究成果以外：学園センター2階 教務課

〈提出締切〉

4月入学者：2月中旬（詳細は指導教員に確認すること。）

9月入学者：8月下旬（詳細は指導教員に確認すること。）

②学位授与の決定後、以下の書類を提出すること。

〈提出物〉

- 特定課題研究成果（2部）：最終稿を印刷したもの

- 修士論文の館内閲覧・複写許諾書（1通）：印鑑を持参し、教務課にて用紙に記入。

〈提出先〉

学園センター2階 教務課

〈提出締切〉

学位授与の決定後、所定の期日までに

〔2〕特定課題研究成果要旨について

椋山女学園大学大学院編集発行の「修士論文要旨集」に掲載する論文要旨を以下の要領に準拠して作成する。

①体裁

別紙記載の様式に準拠して、A4版に2ページ以内で作成する。

②記載内容

氏名、特定課題研究成果題目、要旨。

③要旨本文の文字種および文字数

日本語は明朝体、英語は Courier（または Times）もしくはそれらと類似のフォント；10ポイント（または10.5ポイント）とする。

1ページ目の文字数は、24字×38行、2段組（段間隔は2字相当）、1824字を目安とする。

2ページ目の文字数は、24字×46行、2段組（段間隔は2字相当）、2208字を目安とする。

④余白

上下左右20mmずつ余白を設ける。ただし、2ページ目は、最上段から本文が始まることにより上詰めにする分、下余白が大きくなる。

● 博士後期課程

1. 標準修業年限

人間生活科学専攻博士後期課程の標準修業年限は3年である。ただし、優れた業績を上げた学生の在学期間については、本学大学院又は他大学の大学院の修士課程における1年若しくは2年の在学期間及び本学大学院博士後期課程の在学期間を通算し、3年以上在学すれば足りるものとする（大学院学則第10条参照）。

2. 課程修了の要件

人間生活科学専攻博士後期課程に所定の年限以上在学して所定の専攻科目について4単位以上を修得し、かつ研究指導を受けた上、人間生活科学専攻博士後期課程の行う博士論文の審査及び最終試験に合格したものに博士（人間生活科学）の学位を授与する。

3. 履修指導及び研究指導の方法（入学から修了まで）

〔1〕複数指導教員制度

博士後期課程における学生の指導は、複数の指導教員が担当する。指導教員は、主指導教員1名と副指導教員1名からなり、入学直後からの履修科目の選定、博士論文作成のための研究及び博士学位審査までを継続して指導するものとする。

〔2〕副指導教員への依頼

博士後期課程入学・進学の学生は、入学・進学した時から1ヶ月以内に、主指導教員の他に別の博士後期課程担当の教員のうちから、一人の副指導教員を選ばなければならない。副指導教員を依頼するにあたっては、主指導教員の承認と副指導教員の了解を事前に受けねばならない。

〔3〕指導の基本方針

主指導教員と副指導教員は協調して、1年次の学生に対して研究課題を設定させ、作成した研究指導計画に基づいて指導する。また、その研究課題について問題点のありかを人間生活科学の広い視野にたつて俯瞰的に把握し、課題解明の端緒を探究することを扶助する。

研究指導計画書は人間生活科学特別セミナーにより検証される。

〔4〕指導教員の届出

主指導教員および副指導教員の決定後、教務課に「指導教員選任届」を提出する。

4. 授業科目の履修方法

博士後期課程における教育は、それぞれの領域別の特別演習の授業と博士論文を作成するための分野ごとの特別研究の指導によって行う。特別演習は、専門分野における学識を涵養するとともに専門外の分野に対する知識・視野を広げるために、主指導教員および副指導教員指導のもとで行うものが設定されている。博士論文作成のための特別研究は、それぞれの専門科目について、主指導教員の指導のもとで行う。

5. 授業科目の履修登録方法について

本学 web サイトの S*map で履修登録を行う。履修登録の操作方法については、別冊の操作マニュアルを参照すること。

なお、9月入学者については S*map からの履修登録は出来ないため、教務課に履修する科目を申し出る。

6. 授業科目の履修登録時期について

博士後期課程の授業科目は通年科目のため履修登録は年1回、前期に行うこと。

なお、9月入学者については、後期に履修登録を行うこと。次年度前期の履修登録は不要。

7. 授業科目の履修登録に関する注意事項

- ①受講および単位の修得を希望する授業科目については必ず履修登録を行うこと。この登録を怠ると授業科目の履修はできず単位は認定されない。
- ②履修計画を立てるにあたっては、本冊子を参考にし、それぞれの主指導教員に指導を受けること。
- ③一度履修登録が確定した科目は、変更したり、追加・削除することができない。
- ④一度単位を修得した科目について、再び履修登録をすることはできない。

8. 研究指導計画

人間生活科学専攻

1年次

- ①新入生オリエンテーションにおいて、研究科長から研究指導の概要を説明する。
- ②主指導教員および副指導教員と相談の上、博士論文のテーマを決定する。
- ③論文テーマが決定次第、主・副指導教員とともに研究指導計画書を作成し、速やかに研究を開始する。
- ④学生と主・副指導教員は、常に密接に連絡を取り合いながら研究を進める。

2年次

- ①主・副指導教員と密接に連絡を取り合いながら、研究をさらに進める。
- ②必要に応じて、主・副指導教員以外の他の教員からの助言を受ける。

3年次

- ①研究の進捗状況を人間生活科学特別セミナーで発表し、広く助言や指導を受ける。セミナーは、主・副指導教員、博士課程担当教員および大学に在籍する全ての教員、大学院生（修士課程の学生を含む）、学部学生に公開する。
- ②主・副指導教員からの十分な指導・助言の下に博士論文の作成に取りかかる。
- ③博士論文を提出し、公聴会で研究成果を発表し、質疑応答を行う。
- ④公聴会での質疑応答に対して、主査および副査から指導を受けて、必要に応じて加筆修正を行い、博士論文を完成させる。
- ⑤提出された論文を基に、最終試験として主査、副査による口述試験を行う。

9. 授業科目、単位数および担当教員

生活科学研究科 人間生活科学専攻 (博士後期課程)

(2026年度入学生適用)

領域	授業科目名	配当年次	単位数		担当教員	備考
			必修	選択		
創造生活科学	特別演習	1		2	教授 箕越 靖彦	1 特別演習は2科目以上履修する。 2 特別研究は指導教員が担当する領域の科目を必修とする。
	特別研究					
展開生活科学	特別演習	1		2	教授 大口 健司	
	特別研究				教授 村上 心昇 教授 本山 昇	
統合生活科学	特別演習	1		2	教授 加藤 昌彦	
	特別研究				教授 臧 澄美 仁	

※「創造生活科学特別研究」、「展開生活科学特別研究」、「統合生活科学特別研究」については、最終学年時に履修し、評価S、A、B、C及びDを付することとする。

10. 人間生活科学特別セミナー

博士後期課程の全教員、全学生が参加する人間生活科学特別セミナーを定期的を開催する。本特別セミナーは、学生の研究内容を他分野の研究者・学生に紹介する訓練の場とするとともに、研究内容に関する討論から問題点のありかを探り、視野を専門とする領域に限定することなく他の専門領域にまで広めることを目的とする。本セミナーは公開で行う。

11. 博士後期課程の学位審査について

椋山女学園大学大学院生活科学研究科 学位論文審査基準 (評価基準)

博士論文の審査に関しては、椋山女学園大学大学院生活科学研究科ディプロマ・ポリシーの到達目標を考慮しつつ、以下の審査基準によって総合的な評価を行う。

(審査体制・審査方法)

- ・調査委員会は、調査委員(博士後期課程を担当する教員の中から選出する。)3名をもって構成する。
- ・調査委員は、主査1名及び副査2名とする。
- ・審査は、論文調査及び最終試験(口頭試問)により行う。下記審査項目中、特に(6)と(7)を重視しながら審査する。なお、各分野における研究アプローチや特殊性についても考慮する。
- ・審査は、主査及び副査の合議で行う。
- ・調査委員会は、学位論文の内容の要旨、調査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告する。

(審査項目)

- (1) 問題意識が明確で、課題設定が適切であること。
- (2) 先行研究が適切に検討・吟味されていること。
- (3) 事実調査・文献資料などの探索が十分にできていること。
- (4) 分析の切り口が明確で、論理展開が一貫していること。

- (5) 調査分析の内容の記述や展開が説得的であること。
- (6) 当該分野の学問研究に貢献していること。
- (7) 分析内容にオリジナリティがあること。
- (8) 引用等が適切になされ、学術論文としての体裁が整っていること。

*研究活動の遂行にあたっては、「椋山女学園研究活動における不正行為への対応等に関する規準」（平成 27 年大規準第 11 号）及び「椋山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン」（平成 30 年大規準第 10 号）に基づき、研究倫理に留意すること。

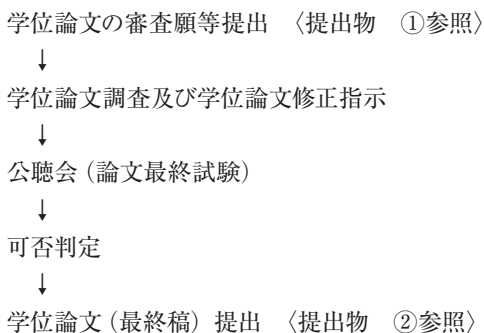
〔審査基準〕

上記の審査項目すべてを満たす博士論文を、最終試験を経た上で、博士論文として合格とする。

〔1〕提出

博士論文を提出し、論文審査を受けることを希望する場合は、次の手続を行うこと。

〈手続の流れ〉



〈提出物〉

①博士論文を提出し、論文審査を受けることを希望する場合は、以下の書類を提出すること。

書類受理後、論文審査開始とする。なお、各書式（論文を除く）は教務課でデータを受けとること。

課程博士

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 1. 学位論文審査願 | 1部〈大学院学位基準 様式第5号（課程博士）（第13条関係）〉 |
| 2. 学位論文
（未製本のもの（ファイルとじ）） | 3部または指示された部数 |
| 3. 論文目録 | 3部〈学位審査 通達 様式第1号（基準第4条関係）〉 |
| 4. 履歴書 | 3部〈学位審査 通達 様式第2号（基準第4条関係）〉 |
| 5. 学位論文要旨 | 3部〈学位審査 通達 様式第3号（基準第4条、第5条関係）〉 |

論文博士

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1. 学位申請書 | 1部〈大学院学位基準 様式第6号（論文博士）（第13条関係）〉 |
| 2. 学位論文審査手数料 | 150,000円〈大学院学則 別表第2（第13条関係）〉 |
- 課程博士の提出物2～5と同じ

②学位授与の決定後、以下の書類を提出すること。

課程博士

1. 学位論文(最終稿) 1部
(電子ファイル(PDF データ))
 2. 学位論文要旨 3部(学位審査 通達 様式第3号(基準第4条、第5条関係))
 3. 「椙山女学園大学学術機関リポジトリ登録申請書」及び
「椙山女学園大学学術機関リポジトリ掲載にあたっての確認事項」 1部
- なお、2については①での提出後訂正があれば提出するものとする。

論文博士

1. 学位論文(最終稿) 1部
(電子ファイル(PDF データ))
 2. 学位論文要旨 3部(学位審査 通達 様式第3号(基準第4条、第5条関係))
 3. 「椙山女学園大学学術機関リポジトリ登録申請書」及び
「椙山女学園大学学術機関リポジトリ掲載にあたっての確認事項」 1部
- なお、2については①での提出後訂正があれば提出するものとする。

付記事項

※ 提出された電子ファイルは学術機関リポジトリに公開されることとなるが、次に掲げるやむを得ない事由があると大学が承認した場合は、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公開することができる。

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
 - ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
 - ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- なお、①～③の事由が無くなった場合は、学位論文の全文を登録し公開すること。

* ①の場合、立体形状による表現以外の部分は原則として全て公開する。

* ②の場合、著作権保護、個人情報保護等の理由により公表できない部分以外は原則として全て公開する。

全て公開できない場合は、博士後期課程部会にて承認を得ること。

※ 論文作成の方法は下記を参考にされたい。

表紙：論文名、氏名および学位授与日を記載(横書き)。

フォントサイズ：主題 18 ポイント/副題 16 ポイント/氏名 18 ポイント程度

〈提出先〉

学園センター2階 教務課

〈提出締切〉

指導教員に確認すること

● 教育職員免許状の取得について

(1) 本研究科で取得できる免許状の種類

本研究科では以下の教育職員免許状を取得することができる。

ただし、すでに中学校教諭一種免許状(家庭)・高等学校教諭一種免許状(家庭)を取得している者で、大学院における所定科目の単位を修得した者に限る。

研究科	専攻	免許種・教科
生活科学研究科	食品栄養科学専攻	中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)
	生活環境学専攻	中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(家庭)

(2) 教育職員免許状取得までの事務手続スケジュール

ガイダンス・手続等	2年履修	3年履修	期日・期限	
			4月入学者	9月入学者
教職課程登録ガイダンス	1年	1年	4月上旬	個別に説明
教育職員免許状取得希望届の提出	1年	1年	前期履修登録締切	後期履修登録締切
公立学校教員採用試験(1次)	2年	3年	6月	6月
公立学校教員採用試験(2次)	2年	3年	7月	7月
教育職員免許状申請ガイダンス	2年	3年	11月下旬	個別に説明
教育職員免許状の交付	2年	3年	修了式	個別に説明

(3) 教職課程で必要となる費用

教職課程の履修にあたっては、主に次の費用が必要となる。

種類	金額	納入時期
教職課程履修費 ※1	14,000円	1年次4月
教育職員免許状発行手数料(1免許につき) ※2	3,400円	修了予定年度の11月

※1 相山女学園大学で在学中に教職課程を履修し、教職課程履修費を納入した者は不要。

※2 愛知県教育委員会に納入する手数料となる。

(4) 教育職員免許状取得のための基礎資格と必要単位数

所要資格 免許状の種類	基礎資格	研究科における最低修得単位数
		大学が独自に設定する科目
中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること	24
高等学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること	24

(5) 教職課程カリキュラム表

食品栄養科学専攻

免許法施行規則に定める科目区分及び最低修得単位数	本学の開設授業科目	単位数	備考
大学が独自に設定する科目（24単位以上）	食品化学特論	2	24 単位以上 選択履修
	食品化学演習Ⅰ	1	
	食品化学演習Ⅱ	1	
	食品化学演習Ⅲ	1	
	食品化学演習Ⅳ	1	
	食品化学特別実験	1	
	食品機能学特論	2	
	食品機能学演習Ⅰ	1	
	食品機能学演習Ⅱ	1	
	食品機能学演習Ⅲ	1	
	食品機能学演習Ⅳ	1	
	食品機能学特別実験	1	
	食品衛生学特論	2	
	食品衛生学演習Ⅰ	1	
	食品衛生学演習Ⅱ	1	
	食品衛生学演習Ⅲ	1	
	食品衛生学演習Ⅳ	1	
	食品衛生学特別実験	1	
	生化学特論	2	
	生化学演習Ⅰ	1	
	生化学演習Ⅱ	1	
	生化学演習Ⅲ	1	
	生化学演習Ⅳ	1	
	生化学特別実験	1	
	食品調理科学特論	2	
	食品調理科学演習Ⅰ	1	
	食品調理科学演習Ⅱ	1	
	食品調理科学演習Ⅲ	1	
	食品調理科学演習Ⅳ	1	
	食品調理科学特別実験	1	
	公衆衛生学特論	2	
	公衆衛生学演習Ⅰ	1	
	公衆衛生学演習Ⅱ	1	
	公衆衛生学演習Ⅲ	1	
	公衆衛生学演習Ⅳ	1	
	公衆衛生学特別実験	1	
	栄養化学特論	2	
	栄養化学演習Ⅰ	1	
	栄養化学演習Ⅱ	1	
	栄養化学演習Ⅲ	1	
	栄養化学演習Ⅳ	1	
栄養化学特別実験	1		
臨床栄養学特論	2		
臨床栄養学演習Ⅰ	1		

免許法施行規則に定める科目区分及び最低修得単位数	大学の開設授業科目	単位数	備考
	臨床栄養学演習Ⅱ	1	
	臨床栄養学演習Ⅲ	1	
	臨床栄養学演習Ⅳ	1	
	臨床栄養学特別実験	1	
	栄養保健学特論	2	
	栄養保健学演習Ⅰ	1	
	栄養保健学演習Ⅱ	1	
	栄養保健学演習Ⅲ	1	
	栄養保健学演習Ⅳ	1	
	栄養保健学特別実験	1	
	栄養教育学特論	2	
	栄養教育学演習Ⅰ	1	
	栄養教育学演習Ⅱ	1	
	栄養教育学演習Ⅲ	1	
	栄養教育学演習Ⅳ	1	
	栄養教育学特別実験	1	
	給食経営管理学特論	2	
	給食経営管理学演習Ⅰ	1	
	給食経営管理学演習Ⅱ	1	
	給食経営管理学演習Ⅲ	1	
	給食経営管理学演習Ⅳ	1	
	給食経営管理学特別実験	1	
	応用栄養学特論	2	
	応用栄養学演習Ⅰ	1	
	応用栄養学演習Ⅱ	1	
	応用栄養学演習Ⅲ	1	
	応用栄養学演習Ⅳ	1	
	応用栄養学特別実験	1	
	食品栄養科学特別演習	1	

(2022 年度以降入学生適用)

*上記科目より 12 単位以上修得した場合、免許状に専攻名と当該分野「食品栄養学」が記入される。

生活環境学専攻

免許法施行規則に定める科目区分及び最低修得単位数	大学の開設授業科目	単位数	備考	
大学が独自に設定する科目（24単位以上）	教科及び教科の指導法に関する科目	アパレルデザイン特論	2	} 24 単位以上 選択履修
		アパレルデザイン演習	2	
		アパレルデザイン実験	2	
		アパレル設計・制作特論	2	
		アパレル設計・制作演習	2	
		アパレル設計・制作実験	2	
		アパレル材料システム特論	2	
		アパレル材料システム演習	2	
		アパレル材料システム実験	2	
		アパレル染色・整理学特論	2	
		アパレル染色・整理学演習	2	
		アパレル染色・整理学実験	2	
		インテリアデザイン特論	2	
		インテリアデザイン演習	2	
		インテリアデザイン実習	2	
		プロダクトデザイン特論	2	
		プロダクトデザイン実習	2	
		環境心理学特論	2	
		環境心理学演習	2	
		環境心理学実習	2	
		施設計画特論	2	
		施設計画演習	2	
		施設計画実習	2	
		地域・建築計画特論	2	
		地域・建築計画演習	2	
		地域・建築計画実習	2	
		住宅計画特論	2	
		住宅計画演習	2	
		住宅計画実習	2	
		建築材料・構造力学特論	2	
		建築材料・構造力学演習	2	
		建築材料・構造力学実験	2	
		建築環境工学・設備学特論	2	
		建築環境工学・設備学演習	2	
建築環境工学・設備学実験	2			

(2022 年度以降入学生適用)

*上記科目より 12 単位以上修得した場合、免許状に専攻名と当該分野「生活環境科学」が記入される。

● 衣料管理士専修の取得について

分野	科目名	単位数
材料	アパレル材料システム特論	2
	アパレル材料システム演習	2
	アパレル材料システム実験	2
加工・整理	アパレル染色・整理学特論	2
	アパレル染色・整理学演習	2
	アパレル染色・整理学実験	2
企画・設計・生産	アパレルデザイン特論	2
	アパレルデザイン演習	2
	アパレルデザイン実験	2
	アパレル設計・制作特論	2
	アパレル設計・制作演習	2
	アパレル設計・制作実験	2
流通・消費	—	—

(2022年度以降入学生適用)

【取得要件】

- ① 衣料管理士1級を取得していること
- ② 1級認定校における大学院での科目で、「材料」「加工・整理」「企画・設計・生産」「流通・消費」の4領域のうち2領域以上から、1級の協会認定登録科目の担当者が担当する大学院の科目（実験・実習・演習を含む）を8単位以上修得していること
- ③ 1級認定校における大学院で修士の学位を取得していること

*履修希望者は原則として1年次履修登録期間においてS*mapから免許資格仮申請をすること。

*2年次に履修希望の場合は、事前に教務課へ相談すること。

V 研究分野

食品栄養科学専攻(修士課程)				
領 域	研究分野	担 当 者	研究テーマ	内 容
食品科学	食品化学	保田 倫子	食品の成分および生体影響に関する研究	毎日、口にする食品中には様々な成分が含まれ、体に対して様々な影響を及ぼす。本分野では、食品中に含まれる成分とその効果について化学・生物学実験により明らかにする。機能性を持つ食品成分の有無並びに毒性を持つ食品成分の有無を調べると共に、それらの効果を科学的・理論的に検証する。
食品科学	食品衛生学	及川佐枝子	食品中に含まれる種々の化学物質の安全性に関する研究	がんをはじめとする各種疾病の発症や進行には、食品因子が密接に関与している。食品中に含まれる種々の化学物質の安全性の検討を行い、細胞毒性作用や酸化ストレス、さらにはがんをはじめとする各種疾病の発症や進行との関わりについて研究を行う。
食品科学	生 化 学	本山 昇	細胞老化のメカニズム・機能、およびそれらを制御する食品成分に関する研究	日本は超高齢化社会に直面しており、健康寿命の延長は重要な課題である。高齢者において発症する疾患の多くに関わっている細胞老化について制御メカニズムおよび細胞老化を制御する食品由来の生理機能分子の探索を行う。
栄養科学	公衆衛生学	古田 真司	食と健康に関する疫学的研究	公衆衛生学の研究対象は人間(集団)である。そのテーマは、おおそ人々の健康に関するものであれば自由に選択できる。研究は主として疫学調査の手法を用いて行う。現在は主として、健康情報の見方・考え方(健康情報リテラシー)に関する研究や、健康教育の効果に関する研究、日常生活が精神的健康に与える影響などの研究を中心に行っている。
栄養科学	栄養化学	大口 健司	美容から健康長寿まで幅広い観点でQOLを高める食を考究する	人間の寿命は延びている。そのため、年齢を重ねても美しく綺麗でありたいという欲望が膨らんでいる。加齢の進行を如実に映し出す鏡が「皮膚」の変化であり、美容上の観点からも、その防御や改善に対する関心がとても高くなっている。本研究分野では、「皮膚」という臓器に着目し、その老化メカニズムと食の視点からみたアンチエイジングについて基礎および臨床レベルで研究する。
栄養科学	臨床栄養学	加藤 昌彦	人間栄養学に基づき、健常者、高齢者および傷病者の栄養状態を把握し、疾病予防や疾病治療との関連を追及する。	現代社会の重要課題に生活習慣病がある。自ら健康と称しているにも関わらず、病に蝕まれているいわゆる健常者が少なくない。この現実を鑑み、いわゆる健常者の栄養状態を把握し、栄養の重要性を明確にする。さらに、高齢者、傷病者にまで、こうした栄養問題を発展させる。
栄養科学	栄養保健学	箕越 靖彦	脳による摂食・代謝調節作用の研究	食事は、必要なエネルギーと栄養素を得る一方で、体の恒常性を乱す要因の一つでもある。そのため恒常性を維持し、食事に伴う様々な疾患(肥満や糖尿病などの生活習慣病)を予防するためには、食事の時刻・内容を予測することによって、様々な組織に適切に栄養素を供給することが必要である。個体全体におけるこのような代謝恒常性維持機構の一端を明らかにするために、脳がどのような調節作用を及ぼすかを明らかにしていく。

生活環境学専攻（修士課程）

領 域	研究分野	担 当 者	研究テーマ	内 容
アパレル メディア	アパレル 設計・制作	石原 久代	1. 着やすく快適な衣服設計に関する研究 2. 衣服着の審美性に関わる身体因子に関する研究	生活者が健康で快適な生活を営むためのアパレルは、年齢や性だけでなく生活環境に適応した被服であることが重要である。着衣基体である人体とこれを取り巻く環境を考えた上で、着やすく、美しい衣服に關与する要因の解明についての研究を行う。
アパレル メディア	アパレル 材料システム	井上 尚子	布の力学的性質、熱水分移動特性と風合い、品質の客観的評価に関する研究	快適で美しい衣服材料や生活に身近な繊維材料の最適な性能を設計するために、布の力学的性質や熱水分伝達特性に基づく風合いと品質を客観的に評価する。より快適な衣環境、繊維材料の設計に向けて、実験、評価、解析をして研究する。
アパレル メディア	アパレル 染色・整理学分野	解野 誠司	アパレル材料の染色、機能加工に関する製造時および消費時における理論的または技術的研究	染色、機能加工、洗濯などにおいて、繊維、媒体、化学物質などが相互に作用する系を対象とした理論や技術を研究対象とする。繊維高分子の物理および化学、染色物理化学、界面化学、色彩学を基礎として、染色性、染色堅ろう性、洗浄性などについての研究を行う。
インテリア プロダクト	インテリア デザイン	井澤 幸	福祉的利用を促進するインテリアデザインに関する研究	少子高齢社会を迎え、子ども・高齢者・障がい者のケアを家庭から社会全体で担う必要性が高まっている。そこで本分野では福祉的な観点から住環境のインテリアを再構築すること、及び、地域での支援を可能にする、既存ストックを活用した新たな場の創出手法について研究する。
インテリア プロダクト	プロダクト デザイン	滝本 成人	1. 技術開発の研究 2. 自助具の研究 3. 人の感覚の定量的な研究	1. デザイン開発において技術開発は最も重要な研究である。新しい材料・新しい加工法を考案することにより、従来の技術ではできなかった、新しい表現・新しいスタイリングを研究する。 2. 超高齢者社会に向かっている我が国において、人と道具のあり方を再考すべき時が来ている。ここでは脳卒中後遺障害片麻痺者の自助具を研究する。 3. 従来は設計者や技能者が経験を頼りに決められていた領域を定量化することにより、ものづくりの質的向上を目的とする。
インテリア プロダクト	環境心理学	橋本 雅好	人間の心理と行動の特性からみたインテリア・建築に関する研究	人間の心理的特徴や行動特性を明らかにすることによって、人間が使用するモノ、活動する空間、交流する都市について、多角的な視点から分析し、それらによって得られた知見を活用して、現代社会に必要なインテリア・建築を模索する。
建築・住居	施設計画	川野 紀江	ファシリティマネジメントの視点からみた都市施設の利活用に関する研究	人口減少時代を迎えつつある今日では、都市施設を更新するための自治体の財源は不足している。また都市施設においても、地球環境に配慮した計画が求められている。こうした背景の中で、学校・住宅・福祉施設等の都市施設の抱える諸課題を見出し、ファシリティマネジメントや地球環境配慮の視点から、課題を解決するための手法について研究を行う。

領 域	研究分野	担 当 者	研究テーマ	内 容
建築・住居	地 域 ・ 建 築 計 画	村上 心	都市・地域・建築・住宅の再生 / ストック活用に関する研究	都市・地域・建築・住宅・インテリアなどの人工環境のデザインと構築行為は、自然環境と調和し、環境が持続可能であることが必要である。その実現のために、19世紀・20世紀の人工環境デザインの手法を見直し、21世紀以降のためのデザイン方法論を研究する。アジア・オセアニア・欧米・日本を対象とした国際比較手法を用い、都市景観、住宅地、団地、学校、集合住宅、戸建住宅らの評価・再生・環境教育らの方法論を探求し、提案する。
建築・住居	建 築 環 境 工学・設備学	臧澄 美仁	人間を主体とした生活環境評価と健康で快適な住環境の開発	生活空間を健康で快適なものとするには、人間を中心とした環境の評価をする必要がある。生活環境要因とその人体影響評価や環境調整手法とその解析を通して、人間活動や自然環境により形成される微気候と人間との関連を追求し、人間の快適性を健康問題やエネルギー問題の解決に巧みに利用する環境計画への応用を理論的に考究する。

人間生活科学専攻 (博士後期課程)

領 域	研究分野	担 当 者	研究テーマ	内 容
創 造 生 活 科 学	栄養保健科学	箕越 靖彦	脳による摂食・代謝調節作用の研究	食事は、必要なエネルギーと栄養素を得る一方で、体の恒常性を乱す要因の一つでもある。そのため恒常性を維持し、食事に伴う様々な疾患（肥満や糖尿病などの生活習慣病）を予防するためには、食事の時刻・内容を予測することによって、様々な組織に適切に栄養素を供給することが必要である。脳がこれらにどのような調節作用を及ぼすかを人や動物を用いて明らかにしていく。
展 開 生 活 科 学	空間環境科学	村上 心	都市・地域・建築・住宅の計画／再生計画	都市・地域・建築・住宅・インテリアなどの人工環境のデザインと構築行為は、自然環境と調和し、環境が持続可能であることが必要である。その実現のために、人工環境の構築結果の状況を概観し、持続可能な空間環境を実現するための考え方と手法を、欧米・アジア・オセアニア・日本などを対象とした国際比較手法を用いて探求する。
展 開 生 活 科 学	生 化 学	本山 昇	老化制御メカニズムと生理機能分子の探索に関する研究	「細胞の老化」は、個体老化および種々の老年病発症の原因の一つである。老化細胞の特徴である細胞老化関連分泌表現型の分子メカニズムの解明とその表現型を制御する食品由来因子や生理機能分子の探索を行い、作用メカニズムを解明する。
展 開 生 活 科 学	栄 養 科 学	大口 健司	ファイトケミカルの健康増進機能とその分子作用メカニズムに関する研究	ポリフェノールなどファイトケミカルの生体に対する有効性は、これまで抗酸化作用が主要と考えられていたが、最近では細胞機能を調節する作用、すなわち細胞内シグナリングのモジュレーターとしての働きが注目されている。健康増進機能を有する種々のファイトケミカルが作用する細胞内シグナル伝達分子を解明する。
統 合 生 活 科 学	臨床栄養科学	加藤 昌彦	傷病者（患者）および高齢者の栄養状態と予後あるいは Quality of Life に関する研究	飽食の時代といわれる今日においても、病院あるいは高齢者施設においては多くの患者や高齢者に栄養障害が見られることが明らかにされている。こうした現状を把握し、こうした事実が患者や高齢者の予後あるいは Quality of Life にいかに関連しているかを明らかにする。さらに、栄養ケアを実際に介入させることにより、栄養状態の改善が可能かどうかを検討し、栄養ケアの手法をシステム化（栄養ケア・マネジメント）していく。
統 合 生 活 科 学	環境調和システム学	臧澄 美仁	快適な住環境の開発に向けた住文化とライフスタイルの活用	温熱環境の人体影響の解明とその結果を居住環境の創造や改善に活かすことを目的とし、住文化とライフスタイルを環境評価に応用することで、快適な住環境の開発に向けた体感温度を組込んだ環境制御システムの開発を進めるものである。基本的な健康問題の改善や持続的な社会建設を目指し、快適な都市や環境の建設に資するために考究する。

VI 椋山女学園大学大学院学則

昭和52年学則第1号

昭和52年3月30日

目 次

- 第1章 目的(第1条)
- 第2章 研究科、専攻、修業年限及び学生定員(第2条-第5条)
- 第3章 授業科目及び履修方法(第6条-第9条の2)
- 第4章 課程修了の認定(第10条-第12条)
- 第5章 学位(第13条)
- 第6章 入学、休学、退学、再入学、転学及び除籍(第14条-第24条)
- 第7章 学生納付金(第25条)
- 第8章 教員組織(第26条)
- 第9章 運営組織(第27条-第28条)
- 第10章 補則(第29条-第32条)
- 附 則

第1章 目 的

- 第1条 本大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」ののっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する人間を育成することを目的とする。
- 2 本大学院の研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

第2章 研究科、専攻、修業年限及び学生定員

第2条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

生活科学研究科	食品栄養科学専攻(修士課程)
	生活環境学専攻(修士課程)
	人間生活科学専攻(博士後期課程)
人間関係学研究科	人間関係学専攻(修士課程)
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻(修士課程)
教育学研究科	教育学専攻(修士課程)

第3条 研究科の課程は、修士課程及び博士後期課程とする。

- 2 修士課程は、学部教育の基礎のうえに、更に広い視野に立って専門分野を研究し、精深な学識と研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 3 博士後期課程は、大学院の修士課程において修得された知識と基礎的研究活動を基盤として、社会的要請の高い研究を学術統合的に行い、質的により高い教育を進展・展開するものとする。

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、学長が認めるときは、3年とすることができる。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 学生は、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。

4 第1項ただし書に規定する標準修業年限を3年とする学生(以下「長期履修学生」という。)の認定は、学生の申出により学生の研究意欲等を総合的に判断して行うものとする。

第5条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
生活科学研究科	食品栄養科学専攻(修士課程)	6名	12名
	生活環境学専攻(修士課程)	6名	12名
	人間生活科学専攻(博士後期課程)	3名	9名
人間関係学研究科	人間関係学専攻(修士課程)	20名	40名
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻(修士課程)	5名	10名
教育学研究科	教育学専攻(修士課程)	6名	12名

第3章 授業科目及び履修方法

第6条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第6条の2 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第6条の3 各研究科の専攻別の授業科目、研究指導、単位数及び履修方法は、別表第1-1から第1-6までのとおりとする。

第6条の4 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とする場合は、毎週1時間15週の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習、実技等については、毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。

第6条の5 授業科目の単位修得の認定は、試験の成績に平素の学修状況を加味して行う。

第6条の6 授業科目の成績評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

2 修士論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

3 博士論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

第6条の7 学生は、所定の期間に、履修しようとする授業科目について、所定の登録手続を行わなければならない。

第6条の8 研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、学生の属する専攻の専任教員の中から、当該研究科が決定する。

2 学生は、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について指導教員の研究指導を受けるものとする。ただし、指導教員の許可を得て、他の教員の研究指導を受けることができる。

第7条 修士課程にあっては、次の各号に掲げる単位は、指導教員が教育上有益と認めるときに研究科委員会の議を経て、第6条の3に規定する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合において、第2号から第4号までについては、それぞれ15単位を超えない範囲で、かつ、各号を合わせて20単位を超えないものとする。

(1) 学生が入学する前に本大学院で履修した授業科目で修得した単位

(2) 学生が入学する前に他大学の大学院で履修した授業科目で修得した単位

(3) 学生が次条第1項によりその属する以外の専攻又は研究科で履修した授業科目で修得した単位

(4) 学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む。）及び国際連合大学の教育課程において履修した授業科目で修得した単位

2 長期履修学生が登録できる各学期毎の単位数の上限は、研究科委員会が別に定める。

第8条 学生は、指導教員が教育上有益と認めるときは、関係研究科長（大学学部の授業科目については当該学部長を含む。）の許可を得て、その学生が属する以外の他の専攻若しくは研究科又はその学生が属する研究科の基礎となる大学学部の授業科目を履修することができる。

2 前項により履修する授業科目については、前条第3号を適用する場合を除き、本大学院において修得する単位に認定しない。

3 博士後期課程の指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、その指導する学生の研究指導を他の大学院において博士後期課程を担当する教授に委嘱することができる。

第9条 本大学院の研究科において、教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24

年法律第147号)に定めるところに従い、所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院の研究科において、取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の表に掲げるとおりとする。

免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く研究科・専攻等		免許状の種類	免許教科
生活科学研究科	食品栄養科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
	生活環境学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
人間関係学研究科	人間関係学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史 公民
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民 商業
教育学研究科	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	数学 音楽
		高等学校教諭専修免許状	数学 音楽

第9条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 課程修了の認定

第10条 修士課程の修了には、2年以上在学し所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、優れた業績を上げた学生の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、生活科学研究科生活環境学専攻にあっては、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文に代えることができる。

3 教育学研究科教育学専攻にあっては、第1項に規定する要件に加え、第9条第2項に定める当該研究科に係る免許状のいずれかを取得するために必要な科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

4 博士後期課程の修了には、3年以上在学し所要の授業科目について4単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、博士論文及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、優れた業績を上げた学生の在学期間については、本大学院又は他の大学院の修士課程において1年若しくは2年の在学期間及び本大学院博士後期課程の在学期間を通算し、3年以上在学すれば足りるものとする。

5 修士論文及び博士論文の審査に関する事項は、研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

第10条の2 第7条第1項の規定により学生が本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第11条 最終試験は、修士論文又は博士論文を中心として筆記又は口述により行う。

第12条 修士課程及び博士後期課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

第5章 学位

第13条 研究科の課程を修了した者に、当該研究科に対応する次の学位を授与する。

生活科学研究科	修士(生活科学)
	博士(人間生活科学)

人間関係学研究科	修士（人間関係学）
現代マネジメント研究科	修士（マネジメント）
教育学研究科	修士（教育学）

- 2 本大学院の博士後期課程を修了しない者が、博士論文を提出して、本大学院の行う審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められたときは、前項の規定にかかわらず博士の学位を授与することができる。
- 3 博士の学位を受けようとする者は、別表第2に定める学位論文審査手数料を納付しなければならない。
- 4 学位授与に関する事項は、学長が別に定める。

第6章 入学、休学、退学、再入学、転学及び除籍

第14条 入学の時期は、毎年4月及び9月とする。

第15条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 本大学院の研究科委員会において個別の入学資格審査により認めた22歳以上の者
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。
 - (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
 - (8) 本大学院の研究科委員会において、個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者

第16条 入学志願者は、別表第3に定める額の入学検定料を添えて所定の書類を提出しなければならない。

第17条 学長は、前条の入学志願者に対して選考を行い、提出書類の内容を総合して合格者を決定する。

2 前項の選考の方法、時期等については、その都度定める。

第18条 学長は、前条の合格者で指定の日までに本学が定める入学金の納付及び誓約書等の書類提出等所定の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

第19条 病気その他やむを得ない理由により修学できないときは、学長に願い出て休学することができる。

2 健康上修学に不相当と認められた学生に対しては、休学を命ずることがある。

3 休学の事由が消滅し復学する場合は、学長に復学願を提出しなければならない。

第20条 休学の期間は、修士課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることができない。ただし、修士課程の長期履修学生の休学の期間は、通算して1年を超えることができない。

第21条 病気その他の理由により退学を希望する者は、学長に退学願を提出しなければならない。

第22条 退学した者又は第24条第3号により除籍された者が再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科委員会の審議を経て、相当学年に再入学を許可することがある。

2 再入学を希望する研究科等が廃止により存在しない場合は、退学又は第24条第3号による除籍時と同等分野とみなす研究科等への願出を認めることがある。

第23条 本大学院学生が他の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て、学長に転学願を提出しなければならない。

2 他の大学の大学院学生が本大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上、許可することができる。

第24条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学長は、当該研究科委員会の議を経て除籍する。

- (1) 修士課程においては、2年の休学期間を経過した者又は4年の在学期間を経過した者。ただし、長期履修学生においては、1年の休学期間を経過した者又は4年の在学期間を経過した者
- (2) 博士後期課程においては、3年の休学期間を経過した者又は6年の在学期間を経過した者
- (3) 授業料その他を滞納し、督促を受けても納入しない者

第7章 学生納付金

第25条 入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び登録料の学生納付金は、別表第4及び別表第5に定める額とし、指定の日までに納付しなければならない。

- 2 長期履修学生は、別表第5に定める授業料、教育充実費及び実験実習費の2年分に相当する額を、別表第5-2により、3年間で分納しなければならない。
- 3 第8条第1項により実験実習を伴う授業科目を聴講する学生は、別表第5又は大学学則に定める実験実習費を納付しなければならない。
- 4 既納の学生納付金は、理由の如何を問わず返還しない。

第8章 教員組織

第26条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本大学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれに充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業を担当する教員には兼任教員を充てることができる。
- 3 研究指導を担当する教員は、各専攻における研究指導の責任を負う。

第9章 運営組織

第27条 本学大学院に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 第27条の2 本大学院の研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に必要な事項は、学長が別に定める。

第28条 本大学院に、学長の諮問機関として大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会に必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 補 則

第29条 本大学院に、研究生、科目等履修生及び聴講生の制度を置く。

- 2 研究生、科目等履修生及び聴講生に係る検定料は別表第3に、登録料は別表第4に、研究生の研究料、科目等履修生の履修料及び聴講生の聴講料は別表第6にそれぞれ定める額とし、その他研究生、科目等履修生及び聴講生に関する事項は、学長が別に定める。

第30条 本大学院に関する事務は、当該研究科の所管事務部門が取扱う。

第31条 この学則に定めのない事項については、本大学学則を準用する。

第32条 この学則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。昭和54年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。昭和57年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。昭和58年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。昭和61年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、この学則施行日前に在学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。
- 2 前項ただし書に規定する学生で、改正前の学則第13条に定める教育職員免許状取得資格を得た者は、教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第4項の定めるところにより、当該免許状に対応する改正後の学則第13条第2項に規定する免許状に係る所要資格を得たものとみなす。
- 3 第13条の規定中、中学校教諭専修免許状にかかる部分は、平成2年度以降に入学する学生から適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 別表第3に定める入学検定料は、平成4年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。平成6年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。平成8年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則 (平成10年学則第1号)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。平成9年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則 (平成10年学則第6号)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。平成10年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。
- 2 第2条の規定にかかわらず、家政学研究科食物学専攻及び被服学専攻は、平成11年3月31日に当該研究科専攻に在学する者が、当該研究科専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成11年学則第7号)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年学則第10号)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年学則第1号)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年学則第2号)

この学則は、平成13年2月23日から施行し、改正後の第15条第4号の規定は、平成13年1月6日から適用する

附 則 (平成13年学則第7号)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則 (平成13年学則第8号)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年学則第1号）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 2 改正後の第18条の規定は、平成15年度の入学志願者から適用する。

附 則（平成16年学則第1号）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した学生に対しては、なお、従前の例による。

附 則（平成17年学則第1号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 2 改正後の第15条第1項第4項及び第15条第2項第3項の規定は、平成17年度の入学志願者から適用する。

附 則（平成18年学則第1号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者に対しては、なお従前の例による。
- 2 改正後の別表第7、別表第8及び別表第8-2は、平成18年度以降の入学者から適用する。

附 則（平成18年学則第5号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年学則第3号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第4は、平成20年度以降に入学した学生から適用し、平成19年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成21年学則第1号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成22年学則第2号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成22年学則第6号）

この学則は、平成22年11月19日から施行する。

附 則（平成23年学則第6号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成25年学則第2号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成26年学則第1号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年学則第1号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年学則第1号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成29年学則第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成30年学則第1号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1-1 及び別表第 1-6 は、前項の規定にかかわらず、平成 31 年度以降に入学した学生から適用し、平成 30 年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1-2 及び別表第 1-6 は、前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1-1、別表第 1-4 及び別表第 1-6 は、前項の規定にかかわらず、令和 3 年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年学則第 1 号）

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年学則第 1 号）

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年学則第 1 号）

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1-1 (第6条の3関係)

生活科学研究科 食品栄養科学専攻 (修士課程)

領域	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
食 品 科 学	食品化学特論		2	食品栄養科学特別研究10単位及び食品 栄養科学特別演習1単位のほか授業科目 の中より任意に選択して合計30単位以 上修得する。
	食品化学演習Ⅰ		1	
	食品化学演習Ⅱ		1	
	食品化学演習Ⅲ		1	
	食品化学演習Ⅳ		1	
	食品化学特別実験		1	
	食品機能学特論		2	
	食品機能学演習Ⅰ		1	
	食品機能学演習Ⅱ		1	
	食品機能学演習Ⅲ		1	
	食品機能学演習Ⅳ		1	
	食品機能学特別実験		1	
	食品衛生学特論		2	
	食品衛生学演習Ⅰ		1	
	食品衛生学演習Ⅱ		1	
	食品衛生学演習Ⅲ		1	
	食品衛生学演習Ⅳ		1	
	食品衛生学特別実験		1	
	生化学特論		2	
	生化学演習Ⅰ		1	
	生化学演習Ⅱ		1	
	生化学演習Ⅲ		1	
	生化学演習Ⅳ		1	
	生化学特別実験		1	
	食品調理科学特論		2	
	食品調理科学演習Ⅰ		1	
食品調理科学演習Ⅱ		1		
食品調理科学演習Ⅲ		1		
食品調理科学演習Ⅳ		1		
食品調理科学特別実験		1		
栄 養 科 学	公衆衛生学特論		2	
	公衆衛生学演習Ⅰ		1	
	公衆衛生学演習Ⅱ		1	
	公衆衛生学演習Ⅲ		1	
	公衆衛生学演習Ⅳ		1	
	公衆衛生学特別実験		1	
	栄養化学特論		2	
	栄養化学演習Ⅰ		1	
	栄養化学演習Ⅱ		1	
	栄養化学演習Ⅲ		1	
	栄養化学演習Ⅳ		1	
	栄養化学特別実験		1	
	臨床栄養学特論		2	
	臨床栄養学演習Ⅰ		1	
	臨床栄養学演習Ⅱ		1	
	臨床栄養学演習Ⅲ		1	
	臨床栄養学演習Ⅳ		1	
臨床栄養学特別実験		1		
栄養保健学特論		2		
栄養保健学演習Ⅰ		1		
栄養保健学演習Ⅱ		1		

領域	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
	栄養保健学演習Ⅲ		1	
	栄養保健学演習Ⅳ		1	
	栄養保健学特別実験		1	
	栄養教育学特論		2	
	栄養教育学演習Ⅰ		1	
	栄養教育学演習Ⅱ		1	
	栄養教育学演習Ⅲ		1	
	栄養教育学演習Ⅳ		1	
	栄養教育学特別実験		1	
	給食経営管理学特論		2	
	給食経営管理学演習Ⅰ		1	
	給食経営管理学演習Ⅱ		1	
	給食経営管理学演習Ⅲ		1	
	給食経営管理学演習Ⅳ		1	
	給食経営管理学特別実験		1	
	応用栄養学特論		2	
	応用栄養学演習Ⅰ		1	
	応用栄養学演習Ⅱ		1	
	応用栄養学演習Ⅲ		1	
	応用栄養学演習Ⅳ		1	
応用栄養学特別実験		1		
共 通	食品栄養科学特別演習	1		
	食品栄養科学特別講義Ⅰ		1	
	食品栄養科学特別講義Ⅱ		1	
	食品栄養科学特別講義Ⅲ		1	
	食品栄養科学特別講義Ⅳ		1	
食品栄養科学特別研究	10			
計	11	88		

別表第1-2 (第6条の3関係)

生活科学研究科 生活環境学専攻(修士課程)

領域	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
アパレルメ ディア	アパレルデザイン特論		2	生活環境学特別研究10単位を含め 合計30単位以上修得する。
	アパレルデザイン演習		2	
	アパレルデザイン実験		2	
	アパレル設計・制作特論		2	
	アパレル設計・制作演習		2	
	アパレル設計・制作実験		2	
	アパレル材料システム特論		2	
	アパレル材料システム演習		2	
	アパレル材料システム実験		2	
	アパレル染色・整理学特論		2	
	アパレル染色・整理学演習		2	
	アパレル染色・整理学実験		2	
	アパレル学特別講義		2	
インテ リア・ プロダ クト	インテリアデザイン特論		2	
	インテリアデザイン演習		2	
	インテリアデザイン実習		2	
	プロダクトデザイン特論		2	
	プロダクトデザイン演習		2	
	プロダクトデザイン実習		2	
	環境心理学特論		2	
	環境心理学演習		2	
	環境心理学実習		2	
	環境デザイン特論		2	
	環境デザイン演習		2	
環境デザイン実習		2		
インテリア学特別講義		2		
建 築・ 住 居	施設計画特論		2	
	施設計画演習		2	
	施設計画実習		2	
	地域・建築計画特論		2	
	地域・建築計画演習		2	
	地域・建築計画実習		2	
	住宅計画特論		2	
	住宅計画演習		2	
	住宅計画実習		2	
	建築材料・構造力学特論		2	
	建築材料・構造力学演習		2	
	建築材料・構造力学実験		2	
	建築環境工学・設備学特論		2	
	建築環境工学・設備学演習		2	
	建築環境工学・設備学実験		2	
	建築・住居学特別講義		2	
	インターンシップⅠ		4	
	インターンシップⅡ		4	
建築業務論		2		
建築実務設計論		2		
建築実務設計演習		2		
修士設計		4		
生活環境学特別研究	10			
計	10	102		

別表第1-3 (第6条の3関係)

生活科学研究科 人間生活科学専攻 (博士後期課程)

授 業 科 目	配当年次	単位数		備 考
		必修	選択	
創造生活科学特別演習	1		2	} 2科目4単位以上選択履修
展開生活科学特別演習	1		2	
統合生活科学特別演習	1		2	
創造生活科学特別研究				} 1科目選択必修
展開生活科学特別研究				
統合生活科学特別研究				

別表第1-4 (第6条の3関係)

人間関係学専攻 人間関係学専攻 (修士課程)

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
科 基 研 目 礎 究	人間関係論Ⅰ (臨床心理学的研究)		2	1科目2単位以上 選択履修
	人間関係論Ⅱ (人間共生研究)		2	
研 究 領 域 臨 床 心 理 学 心 理 学 発 展 科 目	臨床心理学特講Ⅰ		2	12科目24単位以上 選択履修
	臨床心理学特講Ⅱ		2	
	心理療法特講Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)		2	
	心理療法特講Ⅱ		2	
	臨床心理査定特講(心理的アセスメントに関する理論と実践)		2	
	臨床心理査定演習Ⅰ		2	
	臨床心理査定演習Ⅱ		2	
	臨床心理学基礎実習Ⅰ		1	
	臨床心理学基礎実習Ⅱ		1	
	臨床心理学実習Ⅰ (心理実践実習ⅠA)		2	
	心理実践実習ⅠB		1	
	心理実践実習ⅡA		2	
	心理実践実習ⅡB		1	
	心理実践実習ⅡC		1	
	心理実践実習ⅢA		1	
	心理実践実習ⅢB		1	
	心理実践実習ⅢC		1	
	臨床心理学実習Ⅱ		1	
	心理学研究法特講		2	
	臨床心理学特別演習		2	
	発達心理学特講		2	
	社会心理学特講		2	
	産業・組織心理学特講 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)		2	
	犯罪心理学特講 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2	
	精神医学特講 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2	
	障害者心理学特講 (福祉分野に関する理論と支援の展開)		2	
	学校臨床心理学特講 (教育分野に関する理論と支援の展開)		2	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践		2		
心の健康教育に関する理論と実践		2		
比較行動学特講		2		
人 間 共 生 領 域	家族社会論特講		2	
	コミュニティ論特講		2	
	福祉社会論特講		2	
	生命倫理学特講		2	
	ジェンダー・セクシュアリティ論特講		2	
	障害者福祉論特講		2	
	子ども論特講		2	
	ライフステージ論特講		2	
	教育社会学特講		2	
	学校教育臨床特講		2	
	生活経済論特講		2	
	社会保障論特講		2	
	比較文化論特講		2	
	メディア文化論特講		2	
	対話技法論特講		2	
フィールドワーク論特講		2		
社会・教育調査演習		2		

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
科 研 事 目 究 例	事例研究 I		2	} 1 科目 2 単位以上 選択履修
	事例研究 II		2	
特別研究 I		1		
特別研究 II		1		
特別研究 III		1		
計		3	93	

別表第1-5 (第6条の3関係)

現代マネジメント研究科 現代マネジメント専攻 (修士課程)

授 業 科 目	単位数		会計・税務特別 プログラム 単位数	備考
	必修	選択	必修	
現代マネジメント特別演習 A	1		1	
現代マネジメント特別演習 B	1		1	
イノベーションマネジメント特論 (経営)		2	2	4 単位以上 選択必修
イノベーションマネジメント特論 (会計)		2	2	
イノベーションマネジメント特論 (経済)		2	—	
外国語文献研究 A		2	—	
外国語文献研究 B		2	—	
経営 領域	経営管理特論 A	2	—	2 4 単位以上 選択履修
	経営管理特論 B	2	—	
	経営戦略特論 A	2	—	
	経営戦略特論 B	2	—	
	経営戦略特論 C	2	—	
	国際経営特論 A	2	—	
	国際経営特論 B	2	—	
	アントレプレナーシップ特論	2	—	
	ファイナンス特論 A	2	—	
	ファイナンス特論 B	2	—	
	マーケティング特論 A	2	—	
	マーケティング特論 B	2	—	
	生活経営特論 A	2	—	
生活経営特論 B	2	—		
会計・ 税務 領域	会計学特論 A	2	2	いずれかの 領域から 1 0 単位以上選択 履修
	会計学特論 B	2	2	
	管理会計特論 A	2	2	
	管理会計特論 B	2	2	
	管理会計特論 C	2	—	
	監査特論 A	2	2	
	監査特論 B	2	2	
	税務会計特論 A	2	2	
	税務会計特論 B	2	2	
	租税法特論 A	2	2	
租税法特論 B	2	2		
経済・ 公共 領域	労働経済特論 A	2	—	
	労働経済特論 B	2	—	
	国際経済特論 A	2	—	
	国際経済特論 B	2	—	
	都市経済特論 A	2	—	
	都市経済特論 B	2	—	
	金融特論 A	2	—	
	金融特論 B	2	—	
	公共政策特論 A	2	—	
	公共政策特論 B	2	—	
	企業法特論 A	2	—	
企業法特論 B	2	—		
現代マネジメント特別研究	4		4	
計	6	84	30	

※会計・税務特別プログラム＝文部科学省認定「職業実践力育成プログラム」 (BP)

別表第1-6 (第6条の3関係)

教育学研究科 教育学専攻(修士課程)

授 業 科 目		単位数		備 考		
		必修	選択			
基礎理論科目	保育職特論		2	2 単位以上 選択履修		
	教育思想特論		2			
	比較教育学特論		2			
	教育方法学特論		2			
	幼児教育学特論		2			
	幼児心理学特論		2			
	教育心理学特論		2			
	生涯発達心理学特論		2			
	特別支援教育学特論		2			
実践研究科目	保育臨床特論		2	2 単位以上 選択履修		
	障害児保育特論		2			
	発達障害学特論		2			
	臨床発達心理学特論		2			
	異文化間教育特論		2			
	特別活動特論		2			
	生徒指導特論		2			
	I C T活用演習		2			
(初等・幼児)領域及び指導法科目	保育内容研究		2	1 8 単位以上 選択履修		2 4 単位以上 選択履修
	国語科教育内容研究		2			
	社会科教育内容研究		2			
	理科教育内容研究		2			
	図画工作科教育内容研究		2			
	家庭科教育内容研究		2			
	体育科教育内容研究		2			
	外国語科教育内容研究		2			
	日本文学特論		2			
	科学教育演習		2			
	造形表現演習		2			
	国語科指導法演習		2			
	算数科指導法演習		2			
	音楽科指導法演習		2			
図画工作科指導法演習		2				
教科及び指導法(中等)科目	数学科教育内容研究		2	2 単位以上 選択履修		
	代数学特論		2			
	幾何学特論		2			
	解析学特論		2			
	現代数学特論A		2			
	現代数学特論B		2			
	現代数学特論C		2			
	数学教育学特論		2			
	情報数理演習		2			
	音楽科教育内容研究		2			
	器楽研究A I		1			
	器楽研究A II		1			
	器楽研究B I		1			
	器楽研究B II		1			
	声楽研究 I		1			
	声楽研究 II		1			
	作曲研究 I		1			
	作曲研究 II		1			
音楽学特論		2				
音楽教育学特論		2				
音楽表現演習		2				

授 業 科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
教 職 シ ン プ タ ー ン	教職インターンシップ I a		4	※ 4 単位以上選択履修	
	教職インターンシップ I b		4		
	教職インターンシップ II a		2		
	教職インターンシップ II b		2		
	教職実践研究（初等）		2	※ 2 単位以上選択履修	
	教職実践研究（中等）		2		
特別研究		6			
計		6	114		

※現職教員に対し、教育上有益と認めるときは、教職インターンシップ I a及び教職インターンシップ I b並びに教職実践研究（初等）及び教職実践研究（中等）の単位は、他の選択科目の単位をもって替えることができる。

別表第2（第13条関係）

申請者	学位論文審査手数料
本学大学院博士後期課程在籍者	なし
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年以内の者	なし
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年を超える者	150,000円
上記以外の者	150,000円

別表第3（第16条、第29条関係）

入学検定料 (単位 円)

入学検定料	研究生に係る検定料	科目等履修生に係る検定料	聴講生に係る検定料
35,000	10,000	10,000	10,000

別表第4（第25条、第29条関係）

入学金及び登録料 (単位 円)

入学金		登録料		
新入学生・転入学生	再入学生	研究生	科目等履修生	聴講生
200,000	100,000	20,000	30,000	10,000

備考

- 1 同一年度に複数の研究科で科目等履修生又は聴講生となる場合の登録料は、重複して徴収しない。
- 2 椋山女学園大学大学院修士課程に入学する者のうち、椋山女学園大学又は椋山女学園大学短期大学部を卒業した者の入学金は、半額とする。
- 3 椋山女学園大学大学院修士課程を修了した者が椋山女学園大学大学院博士後期課程に入学する場合の入学金は、徴収しない。

別表第5（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費 (単位 円)

研究科	授業料(年額)	教育充実費(年額)	実験実習費(年額)
生活科学研究科	500,000	230,000	60,000
人間関係学研究科	500,000	250,000	
現代マネジメント研究科	500,000	250,000	
教育学研究科	500,000	250,000	

別表第5-2（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費（長期履修学生） (単位 円)

研究科	年次	授業料(年額)	教育充実費(年額)	実験実習費(年額)
生活科学研究科	第1年次	340,000	154,000	40,000
	第2年次	340,000	154,000	40,000
	第3年次	320,000	152,000	40,000
人間関係学研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
現代マネジメント研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
教育学研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—

別表第6（第29条関係）

研究料、履修料及び聴講料 (単位 円)

研究料(年額)	履修料(1単位につき)	聴講料(1科目につき)
60,000	15,000	10,000

椋山女学園大学大学院の目的に関する規程

平成20年規程第9号

平成20年3月21日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、椋山女学園大学大学院学則(昭和52年学則第1号)第1条第2項の規定に基づき、研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定める。

(生活科学研究科)

第2条 生活科学研究科は、人間生活に関する諸科学の研究の発展を目指し、健康で安全かつ快適な生活の創造に指導的役割を果たすことができ、創造性豊かな優れた研究・教育能力を備えた研究者・大学教員及び高度な専門的知識・能力を備えた高度専門職業人を養成する。

2 人間生活科学専攻博士後期課程は、前項に基づき、人間生存の根幹である衣・食・住に関する領域の高度な教授研究を通して、創造性豊かな優れた研究・開発能力と深い学識を備えた研究者を養成するとともに、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。

3 食品栄養科学専攻修士課程は、第1項に基づき、食品の化学、安全性、機能性に関する分野、栄養の基礎に関する分野及び人間を対象とする臨床的な栄養と保健に関する分野の教授研究を通して、人間の健康な生活に貢献する、食と栄養に関する高度専門職業人及び研究者を養成する。

4 生活環境学専攻修士課程は、第1項に基づき、衣環境、室内環境、住環境、都市環境など、生活環境に係る分野の教授研究を通して、豊かで安全な生活環境の構築に貢献する高度専門職業人及び研究者を養成する。

(人間関係学研究科)

第3条 人間関係学研究科は、人間の自己実現に寄与する人間関係の在り方を考究することにより、人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する高度な専門的知識・能力を備えた高度専門職業人を養成する。

2 人間関係学専攻修士課程は、前項に基づき、臨床心理学及び人間共生に関する視点からの教授研究を通して、人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する公認心理師及び臨床心理士、地域・福祉政策及び人事・研修の専門職員、学校教育・生涯学習分野における指導者等の高度専門職業人を養成する。

(現代マネジメント研究科)

第4条 現代マネジメント研究科は、社会の諸活動、諸問題等に係る広義のマネジメントに関する専門の学術を総合的に考究することにより、主体的に問題を発見し、解決する行動力及び管理者能力並びに高度な研究能力を兼ね備えた人材を養成する。

2 現代マネジメント専攻修士課程は、前項に基づき、経営領域、会計・税務領域、経済・公共領域の専門的な学術の総合的な教授研究を通して、各領域の高度な知識の総合的な活用により、現代社会の諸問題を解決するとともに、新たな価値を生み出し、現代社会の発展に寄与することができる人材を養成する。

(教育学研究科)

第5条 教育学研究科は、教員養成に関わる学校教育の理論的かつ実践的な教授研究を通して、教育に関する高度な専門的知識及び優れた実践的指導力を備え、教職生活全体を通じて学校における諸課題を探究し続け、自らの知識・技能の絶えざる刷新を図ることのできる高い知性及び豊かな人間性を備えた高度専門職業人としての教員を養成する。

2 教育学専攻修士課程は、前項に基づき、学校教育及び幼児教育における様々な実践的課題の教授研究を通して、教育に関する高度な専門的知識及び優れた実践的指導力を備え、学校において指導的な役割を担うとともに、時代の求める教育の諸課題に常に柔軟に対応することができる高度専門職業人としての教員を養成する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第3号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第10号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第8号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

椋山女学園大学大学院学位規準

平成14年大規準第13号

平成14年3月19日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則(昭和52年学則第1号。以下「学則」という。)第13条第4項の規定に基づき、学位授与に関する必要な事項を定める。

(専攻分野の名称)

第2条 椋山女学園大学大学院において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 修士及び博士の学位を授与するにあたっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

生活科学研究科	修士(生活科学) 博士(人間生活科学)
人間関係学研究科	修士(人間関係学)
現代マネジメント研究科	修士(マネジメント)
教育学研究科	修士(教育学)

(学位論文等)

第3条 本学大学院の課程の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文を添えて、当該研究科を経て、学長に提出するものとする。

2 学則第10条第2項の規定により、特定の課題についての研究の成果(以下「特定課題研究成果」という。)の審査を受けようとする者は、所定の特定課題研究成果審査願に特定課題研究成果及び趣旨書を添えて提出するものとする。

3 博士の学位の授与を受けようとする者は、第1項の書類に論文目録及び学則に定める学位論文審査手数料を添えなければならない。

第4条 学則第13条第2項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学則に定める学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

第5条 前条により申請しようとする者は、所定の様式により学位論文の論文要旨を当該研究科長あて提出し、その主題及び内容について予め研究科長の了承を受けるものとする。

2 第3条の学位論文審査願若しくは特定課題研究成果審査願又は前条の学位申請書を受理したときは、学長は、これを当該研究科委員会に付託するものとする。

第6条 提出する学位論文又は特定課題研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 研究科において必要があると認めるときは、学位論文又は特定課題研究成果の副本、訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(審査委員会)

第7条 研究科委員会は、修士の学位論文又は特定課題研究成果の提出があったときは、審査委員会を設けてこれを審査させる。

2 審査委員会は、当該専攻の教授及び関連する科目の担当教授2名をもって構成する。この場合において、必要あるときは、准教授又は講師を審査委員として加えることができる。

3 審査委員会の運営に関する事項は、研究科委員会においてこれを定める。

(調査委員会)

第8条 研究科委員会は、博士の学位論文の提出があったときは、博士後期課程を担当する教員の中から調査委員3名を選出して、論文についての調査及び試験を行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めるときは、1名に限り、研究科委員会を構成する教員以外の本学教員をもって調査委員に充てることができる。

3 研究科委員会が必要と認めるときは、第1項の委員を増員し、又は論文の調査若しくは試験の一部を他の大学の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。

(審査及び調査の方法)

第9条 審査委員会及び調査委員会は、論文審査若しくは特定課題研究成果審査又は論文調査を行い、かつ、論文又は特定課題研究成果を中心として最終試験を行うものとする。

2 第4条の規定により学位の授与を申請した者に、必要な学識確認のための試験を行う。

3 前項の試験に関する事項は、当該研究科の定めるところによる。

第10条 審査委員会及び調査委員会は、論文若しくは特定課題研究成果についての審査又は調査終了後速やかに、学位論文若しくは特定課題研究成果の内容の要旨、審査又は調査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告するものとする。

(可否の判定)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、可否を判定する。

2 前項の判定には、委員総数の3分の2以上の出席を要し、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(単位認定)

第12条 研究科委員会は、修士課程及び博士後期課程の授業科目について単位認定を行う。

2 前項の認定には、委員総数の3分の2以上の出席を要し、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位審査結果の報告)

第13条 研究科委員会において、学位が授与できるものと議決したときは、当該研究科長は、学位論文又は特定課題研究成果、学位論文又は特定課題研究成果の内容の要旨、審査又は調査の要旨及び試験の結果の要旨を添えて学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会において博士の学位を授与できないものと議決したときは、当該研究科長は、その旨を文書をもって学長に報告するものとする。

(審査期間)

第14条 修士論文又は特定課題研究成果の審査及び試験は、在学期間中に終了するものとする。

2 博士論文の調査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後9月以内に終了するものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めるときは、その期間を9月以内に限り延長することができる。

(学位の授与)

第15条 学長は、第13条の研究科委員会の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できると認めたる者に対して、学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

2 学位記の様式は、修士にあつては様式第1号、第3条第1項及び第2項による博士（以下「課程博士」という。）にあつては様式第2号、第4条による博士（以下「論文博士」という。）にあつては様式第3号のとおりとする。

3 学位授与関係書類の様式は、修士にあつては様式第4-1号又は様式第4-2号、課程博士にあつては様式第5号、論文博士にあつては様式第6号のとおりとする。

(学位授与の報告)

第16条 学位を授与したときは、学長は、これを学位簿に登録する。

2 博士の学位授与については、学位を授与した日から3月以内に所定の学位授与報告書により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第18条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、学長の承認を受けて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表するものとする。

(学位の取消し)

第19条 修士又は博士の学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、その授与した学位を取り消したうえ、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(規準の改廃)

第20条 この規準の改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が決定する。

附 則

この規準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年大規準第23号）

この規準は、平成16年12月21日から施行する。

附 則（平成19年大規準第4号）

- 1 この規準は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前における椋山女学園大学及び椋山女学園大学短期大学部の助教授としての在任期間は、改正後の椋山女学園大学名誉教授称号授与規準第2条第2項の准教授としての在任期間とみなす。

附 則（平成23年大規準第6号）

この規準は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成25年大規準第6号）

この規準は、平成25年6月18日から施行する。

附 則（平成26年大規準第1号）

この規準は、平成26年4月1日から施行する。

（様式第1号～様式第6号 別添）

様式第1号（修士）（第15条関係）

修第 号	梶山女学園大学 印	年 月 日	修士（○○○○）の学位を授与する	専攻所定の修士課程を修了したので	本学大学院○○○○研究科○○○	氏 名	生 年 月 日	学 位 記
---------	--------------	-------------	------------------	------------------	-----------------	--------	------------------	-------------

様式第2号（課程博士）（第15条関係）

博第 号	梶山女学園大学 印	年 月 日	授与する	博士（人間生活科学）の学位を	博士後期課程を修了したので	人間生活科学専攻所定の	本学大学院生活科学研究科	氏 名	生 年 月 日	学 位 記
---------	--------------	-------------	------	----------------	---------------	-------------	--------------	--------	------------------	-------------

年 月 日

椋山女学園大学
学長 様

研究科 専攻修士課程
年入学
氏名 印

学位論文審査願

このたび修士(〇〇〇)の学位を受けたく学位論文を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

注：1. 修士の括弧の〇〇〇内は、学位に付記する専攻分野の名称を記入する。

2. 記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

年 月 日

椋山女学園大学

学長

様

研究科

専攻修士課程

年入学

氏名

印

特定課題研究成果審査願

このたび修士(〇〇〇)の学位を受けたく特定課題研究成果を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

注: 1. 修士の括弧の〇〇〇内は、学位に付記する専攻分野の名称を記入する。

2. 記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

年 月 日

椋山女学園大学
学長 様

生活科学研究科人間生活科学専攻博士後期課程
年入学

氏名 印

学位論文審査願

このたび博士（人間生活科学）の学位を受けたく学位論文及び論文目録、履歴書を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

注：記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

年 月 日

相山女学園大学
学長 様

現住所

氏名 印

学位申請書

このたび博士（人間生活科学）の学位を受けたく学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査料金を添えて申請いたします。

注：記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

椋山女学園大学大学院科目等履修生規準

平成11年大規準第9号
平成11年4月20日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則（以下「学則」という。）第29条第1項及び椋山女学園大学大学院履修証明プログラム規程（以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

2 科目等履修生には、履修証明プログラムを履修する者（以下「履修証明プログラム生」という。）を含む。

(履修資格)

第2条 科目等履修生の履修資格は、学則第15条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として履修を志願する者は、指定期日までに、次の書類に学則別表第3に定める検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修願（本学所定様式） 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 健康診断書 1通
- (5) 写真 1枚
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとする。その結果に基づき、当該研究科委員会の審議を経て学長が履修を許可する。

2 前項の規定により履修を許可された者に対し、科目等履修許可証を発行する。

(学費等)

第5条 履修を許可された者は、指定の期日までに、学則別表第4に定める登録料及び履修料を納付しなければならない。

2 教職課程に係る授業科目を履修する場合は、前項のほか、当該課程等の履修費を別に徴収することができる。

3 実験・実習等の科目を履修する場合は、経費を別に徴収することがある。

4 履修証明プログラム生は、第1項の規定にかかわらず、規程別表第1及び第2に定める受講料等を納付しなければならない。

5 前4項により納付された履修料等は、一切返還しない。

(履修期間)

第6条 科目等履修生の履修期間は、履修を許可された日から1年以内とする。

2 許可された期間を終了後、継続して履修を志願する場合は、改めて出願するものとする。

3 履修証明プログラム生の履修期間は、第1項の規定にかかわらず、履修を許可された日から原則として連続した2年以内とする。

(履修の範囲)

第7条 科目等履修生の履修の範囲は、次のとおりとする。

(1) 原則として講義科目に限るものとする。

(2) 上限5科目とする。

2 教職課程に係る授業科目については、前項の規定にかかわらず、履修することができる。

3 履修証明プログラムに係る授業科目については、第1項の規定にかかわらず、履修することができる。

(単位の認定等)

第8条 履修した授業科目の単位認定及び成績評価は、当該研究科委員会で行う。

(証明書の発行)

第9条 前条により単位を認定された者には、単位修得証明書を発行する。

(履修許可の取消し)

第10条 科目等履修生として不適当な行為があったときは、履修許可を取り消すことがある。

(他の規則の準用)

第11条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する規定は、科目等履修生にこれを準用する。

(図書館の利用)

第12条 科目等履修生は、本学の図書館を利用することができる。

(その他)

第13条 科目等履修生は、定員外とする。

(雑則)

第14条 この規準に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、当該研究科委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年大規準第14号）

この規準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年大規準第2号）

この規準は、平成19年1月17日から施行する。

附 則（平成19年大規準第8号）

この規準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成25年大規準第10号）

この規準は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（令和5年大規準第1号）

この規準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年大規準第13号）

この規準は、令和5年11月21日から施行する。

椋山女学園大学大学院聴講生規準

令和2年大規準第1号

令和2年1月24日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則(昭和52年学則第1号。以下「学則」という。)第29条第2項の規定に基づき、聴講生に関して必要な事項を定める。

(聴講資格)

第2条 聴講生の聴講資格は、学則第15条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 聴講生として聴講を志願する者は、指定期日までに、次の書類に学則別表第4に定める検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 聴講願(本学所定様式) 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 健康診断書 1通
- (5) 写真 1枚
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとし、その結果に基づき、研究科委員会の審議を経て学長が聴講を許可する。

2 前項の規定により聴講を許可された者には、聴講許可証を発行する。

(登録料及び聴講料)

第5条 聴講を許可された者は、指定の期日までに、学則第29条第2項に定める登録料及び聴講料を納付しなければならない。

2 前項により納付された登録料及び聴講料は、一切返還しない。

(聴講期間)

第6条 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された日から1年以内とする。

2 許可された期間の終了後、継続して聴講を志願する場合は、改めて出願するものとする。

(聴講の範囲)

第7条 聴講生が聴講することができる授業科目の範囲は、原則として、聴講を許可された研究科の講義科目に限るものとし、1科目又は数科目とする。

(単位の認定)

第8条 聴講した科目の単位修得の認定は、行わない。

(聴講許可の取消し)

第9条 聴講生として不適当な行為があったときは、聴講許可を取り消すことがある。

(他の規程の準用)

第10条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規定は、聴講生に準用する。

(図書館の利用)

第11条 聴講生は、本学の図書館を利用することができる。

(雑則)

第12条 この規準に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

(規準の改廃)

第13条 この規準の改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が行う。

附 則

この規準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年大規準第14号)

この規準は、令和5年11月21日から施行する。

椋山女学園大学大学院研究生規準

平成6年大規準第1号

平成6年6月30日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、研究生に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 研究生として研究を志願することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 当該大学院研究科を修了して修士の学位を得た者
- (2) 研究科委員会において、前号と同等以上の学力があると認められた者

(研究の始期)

第3条 研究生の研究の始期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(出願手続)

第4条 研究生として研究を志願するものは、指定期日までに、次の書類に学則別表第3に定める検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 大学院研究生願書（本学所定様式） 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 健康診断書 1通
- (4) 写真 1枚
- (5) 最終出身校の修了証明書及び成績証明書 各1通
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第5条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとする。その結果に基づき、当該研究科委員会の審議を経て学長が許可する。

2 前項の規定により研究を許可された者に対し、研究許可証を発行する。

(学費等)

第6条 研究生として研究を許可された者は、指定の日までに学則別表第4に定める登録料及び研究料を納付しなければならない。

2 実験実習費等研究に要する費用（以下「実習費」という。）は、研究生の負担とする。

3 既納の学費等は、理由の如何を問わず返還しない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、研究を許可された日から1年とする。

2 前項の期間の延長を希望する者は、改めて出願するものとする。

(研究報告)

第8条 研究生は、研究期間の終わりに、研究報告書を指導教授を経て研究科長に提出しなければならない。

(研究許可の取消し)

第9条 研究生として不適当な行為があったときは、研究許可を取り消すことがある。

(他の規則の準用)

第10条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規定は、研究生にこれを準用する。

(図書館の利用)

第11条 研究生は、本学の図書館を利用することができる。

(その他)

第12条 研究生は、定員外とする。

(雑則)

第13条 この規準に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

(改廃)

第14条 この規準の改正は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が行う。

附 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成11年大規準第5号）

この規準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年大規準第13号）

この規準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年大規準第8号）

この規準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（令和5年大規準第12号）

この規準は、令和5年11月21日から施行する。

相山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン

平成30年大規準第10号

平成30年11月20日制定

1 趣旨

相山女学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規準（以下「規準」という。）第3条第3項に基づき、相山女学園大学（以下「本学」という。）の研究者が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間、管理方法等について、必要な事項を定める。

2 定義

- (1) このガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動に伴い発生又は使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した論文、報告等（以下「論文等」という。）の研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするものをいう。
 - ア 文書（実験ノート等を含む。）、数値データ、画像等の資料（以下「資料」という。）
 - イ 実験試料、標本等の試料（以下「試料」という。）及び模型、装置
- (2) このガイドラインにおいて、「研究者」とは、規準第2条第2項に定める研究者をいう。

3 研究データの保存

- (1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残すものとする。実験ノート等には、実験等の操作のログ、データ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の変更を許さない形で作成しなければならない。
- (2) 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保存しなければならない。
- (3) 論文等の研究成果の発表のもととなった資料は、後日の利用・検証に堪えるよう適切な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、メタデータを整備し、検索・参照が可能となるよう留意することとする。
- (4) 具体的な保存方法については、研究データの形質、形状等を踏まえ、学部・研究科等において定めることができる。
- (5) 個人データ等、その取扱いに法的規制があるもの、倫理上の配慮を必要とするもの、契約等により別に定めがあるものについては、当該規定に従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合には、それに従うものとする。

4 保存期間

- (1) 資料の保存期間は、原則として、当該論文等の研究成果の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、規準第7条に定める研究倫理委員会の承認を得て、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- (2) 試料、模型及び装置の保存期間は、原則として、当該論文等の研究成果の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

5 研究者の責任及び退職等の取扱い

- (1) 研究者は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。当該研究データの取扱いは、当該研究者が本学を退職した場合においても、このガイドラインによるものとする。
- (2) 研究者の退職に際して、当該研究者の所属する学部・研究科等は、当該研究者が保存すべき研究データの所在を確認するとともに、退職後の連絡先を把握して追跡可能としておくこととする。また、必要に応じ、当該研究データのバックアップを保管するなどの措置を講ずるものとする。

6 開示

研究者は、規準第24条に定める調査委員会及び外部機関等が実施する調査に際し、研究データの開示を求められた場合は、研究活動の正当性について説明するとともに、原則として開示に応じなければならない。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成30年11月20日から施行し、施行日以降に発表する研究成果に関する研究データについて適用する。
- 2 研究者は、施行日現在保有している研究データの保存に関し、第4項に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。

附 則（令和4年大規準第14号）

このガイドラインは、令和4年11月15日から施行する。

椋山女学園大学大学院の博士後期課程の学位審査に必要な書類の様式及び提出数を定める通達

平成 16 年大通達第 6 号

平成 16 年 12 月 15 日

椋山女学園大学大学院学位規準（平成 14 年大規準 13 号。以下「規準」という。）に定める博士後期課程の学位審査の実施に必要な書類の様式及び申請者が提出する書類の部数は、規準に定めるもののほか、別表のとおりとする。

付 記

この通達は、平成 16 年 12 月 15 日から施行する。

別表

区 分	様 式	様式番号	提出部数
申請者が提出する書類	論 文 目 録	様式第 1 号	3 部
	履 歴 書	様式第 2 号	3 部
	学位論文要旨	様式第 3 号	3 部

*学位審査の実施に必要な書類については省略

論文目録

主論文

- 1. 題目
()
- 2. 公表の方法時期
第 章
()
年 月 日発行
(雑誌名) 第 巻第 号 頁から 頁に掲載
公表題目:
()
第 章
()
第 節
.....
()
年 月 日発行
(雑誌名) 第 巻第 号 頁から 頁に掲載

(公表の方法・時期に未定の論文とその公表の予定)

- 3. 冊数
冊

参考論文

年 月 日
学位授与申請者

自 署 印

(注)

- 1 A4判縦置き横書きとする。
- 2 公表した雑誌等は、誌名、発行年月、巻号、ページを詳記すること。
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日発行
日本〇〇学会誌第〇巻第〇号〇〇頁から〇〇頁に掲載
- 3 論文題目が英文の場合は、和訳をカッコ内につけること。
- 4 学位論文提出時において未公表のものは、その旨を記載すること。すでに掲載が決まっているものは、『第〇章、第〇章第〇節は、題目「〇〇」として〇〇年〇〇月〇〇学会誌掲載予定』、現在投稿中のものは『第〇章は、題目「〇〇」として〇〇年〇〇月〇〇学会誌投稿中』又は投稿を予定のものは『第〇章は、題目「〇〇」として〇〇年〇〇月投稿予定』として記入し、なお該当がない場合は、「該当なし」と記入すること。
- 5 論文題目、公表題目が英文の場合は、和訳をカッコ内につけること。
- 6 冊数は、学位論文1通についての冊数を記入すること(通常は1冊、図画等の資料が別冊としてある場合は2冊とすること)。
- 7 参考論文がない場合は、「参考論文なし」と記入すること。ある場合は、主論文にならない題目、冊数を列記すること。
- 8 自署のうえ、捺印すること。

履 歴 書

本籍地： 都道府県

現住所：〒 —

ふりがな：

氏 名：-----

(年 月 日生)

学 歴

年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

職 歴

年 月 日
年 月 日

研 究 歴

年 月 日
年 月 日

賞 罰

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名： 自 署 ⑩

(注)

- 1 A 4判縦置き横書きとする。
- 2 氏名は、戸籍とおりに記入し、通称は使用しないこと。
- 3 年月日は元号を用いて表記すること。ただし、外国人の場合は、西暦を用いても良い。
- 4 本籍地は、都道府県のみを記入する。外国籍の場合は、国名を記入すること。
- 5 現住所は、住民票に記載されている公称名地・番地を記入すること。
- 6 学歴は、入学、休学、復学、退学、卒業、修了その他在籍中における異動について、高等学校卒業後の学歴を年次を追って記入すること。また、最終学歴は、大学院の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者は、「単位取得退学」とし、見込みの者は「研究指導認定見込」と記入すること。
- 7 博士課程では、他の大学院出身者は、「入学」とし、また本学修士課程出身者は「進学」として記入すること。
- 8 職歴は、大学名等のほか、常勤又は非常勤の別及び期間を明記すること
(例) ○○大学○○学部常勤助手 (○○年○○月○○日まで)
○○株式会社○○研究所非常勤研究員 (現在に至る)
- 9 研究歴は、研究課題 (共同研究を含む。)、研修又は学術調査等を記入すること。
- 10 自署のうえ、捺印すること。

学位論文要旨

..... 研究科長 殿

(申請者)

ふりがな

氏 名

..... (本籍地： 都道府県)

.....年.....月.....日生

最終学歴

.....年.....月.....大学大学院.....研究科.....専攻.....

論文題目.....

()

論文要旨

(34字×20行以内)

論博・課博の別

論博・課博

(注)

- 1 A4判縦置き横書きとする。
- 2 氏名、生年月日、本籍地及び最終学歴は、履歴書の注を参照して記入すること。
- 3 論文題目が英文の場合は、和訳をカッコ内につけること。
- 4 学位論文審査願に添付する場合は「課博」、学位申請書に添付する場合は「論博」を○で囲むこと。

2026 年度 生活科学研究科食品栄養科学専攻 時間割

第1限 9:10～10:40 第2限 10:50～12:20
 第3限 13:20～14:50 第4限 15:00～16:30
 第5限 16:40～18:10

		前期			後期		
月	1	栄養保健学演習Ⅰ 箕越 216			食品化学特別実験 保田 420		栄養教育学演習Ⅱ 三田 216
	2						
	3	栄養化学演習Ⅰ 大口 415			食品衛生学演習Ⅱ 及川 216	生化学演習Ⅱ 本山 414-C	公衆衛生学演習Ⅱ 吉田 415
	4	栄養教育学演習Ⅰ 三田 216				生化学特別実験 本山 209	公衆衛生学特別実験 吉田 312
	5	食品衛生学演習Ⅰ 及川 216					
火	1	臨床栄養学特論 加藤 216					栄養保健学特別実験 箕越 405
	2				食品化学演習Ⅱ 保田 420	公衆衛生学特論 吉田 216	
	3						
	4						
	5						
水	1	栄養教育学特論 三田 216					
	2	食品衛生学特論 及川 216					
	3	公衆衛生学演習Ⅰ 吉田 216			臨床栄養学特別実験 加藤 412	食品衛生学特別実験 及川 404	
	4	臨床栄養学演習Ⅰ 加藤 216	生化学演習Ⅰ 本山 414-C				
	5						
木	1	栄養教育学特別実験 三田 405		栄養保健学演習Ⅱ 箕越 216			
	2			生化学特論 本山 416	食品化学演習Ⅰ 保田 420	栄養保健学特論 箕越 216	
	3			臨床栄養学演習Ⅱ 加藤 216			
	4						
	5						
金	1				栄養化学演習Ⅱ 大口 216		
	2				栄養化学特論 大口 216		
	3					栄養化学特別実験 大口 401	
	4			食品化学特論 保田 216			
	5						

【前期集中】

食品栄養科学特別演習

食品栄養科学特別講義Ⅲ（伊藤、9/21-4限 9/31-4限（4限の実施時間は半分））B201

食品栄養科学特別講義Ⅳ（中島、8/5 3-4限（4限の実施時間は半分）・野口、8/6 3-4限・石垣、8/7 1-2限・矢部、8/7 3-4限）B201

【通年科目】

食品栄養科学特別研究

2026年度 生活科学研究科生活環境学専攻 時間割

第1限 9:10～10:40 第2限 10:50～12:20
 第3限 13:20～14:50 第4限 15:00～16:30
 第5限 16:40～18:10

		前期		後期	
月	1	建築環境工学・設備学演習 藏澄 EX101		プロダクトデザイン特論 滝本 610	アバレル染色・整理学演習 解野 512
	2		アバレル材料システム特論 井上 215		
	3	建築環境工学・設備学実験 藏澄 EX101	環境心理学特論 橋本 612	アバレル材料システム実験 井上 509	プロダクトデザイン実習 滝本 EX003
	4				
	5				
火	1	インテリアデザイン演習 井澤 605		アバレル材料システム演習 井上 215	
	2		アバレル設計・制作特論 石原 215		
	3				
	4				
	5				
水	1				
	2				
	3			地域・建築計画実習 村上 607	アバレル設計・制作実験 石原 215
	4				
	5				
木	1	環境心理学演習 橋本 612		建築環境工学・設備学特論 藏澄 602	
	2				
	3	施設計画特論 川野 618		施設計画実習 川野 618	インテリアデザイン実習 井澤 605
	4	施設計画演習 川野 618			
	5				
金	1	アバレル染色・整理学特論 解野 215		プロダクトデザイン演習 滝本 EX005	
	2	インテリアデザイン特論 井澤 605			
	3	地域・建築計画特論 村上 607	アバレル設計・制作演習 石原 215	環境心理学実習 橋本 612	アバレル染色・整理学実験 解野 513
	4	地域・建築計画演習 村上 607			
	5				

【前期集中】
 環境デザイン特論（担当教員、日程別途案内）、環境デザイン実習（担当教員、日程別途案内）、インテリア学特別講義（橋本、上村、木方、山名、日程別途案内）
 建築業務論（秋山、4/21 2-5限 4/22 1-4限 5/12 2-5限 5/13 1-3限）、インターンシップⅠ（村上、日程別途案内）

【後期集中】
 アバレル学特別講義（担当教員、日程別途案内）、住宅計画演習（担当教員、日程別途案内）、住宅計画実習（担当教員、日程別途案内）、
 インターンシップⅡ（村上、日程別途案内）、建築実務設計論（担当教員、日程別途案内）、建築実務設計演習（担当教員、日程別途案内）

【通年科目】
 修士設計（藏澄・滝本・村上）
 生活環境学特別研究（石原・藏澄・滝本・村上）

Sugiyama

星が丘キャンパス

〒464-8662 名古屋市千種区星が丘元町17番3号
TEL(052)781-1186(代) FAX(052)781-7030

- 生活科学研究科
- 現代マネジメント研究科
- 教育学研究科
- 人間関係学研究科(サテライトキャンパス)

日進キャンパス

〒470-0136 愛知県日進市竹の山3丁目2005番地
TEL(0561)74-1186(代) FAX(0561)73-4443

- 人間関係学研究科
-